

公正取引委員会の最近の活動状況

令和7年4月

公正取引委員会事務総局

<https://www.jftc.go.jp/>

1 公正取引委員会の概要等

公正取引委員会の概要	1
競争政策のポイント	2
競争政策の車の両輪	3

2 厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用

独占禁止法の概要	6
独占禁止法違反被疑事件の処理状況	9
課徴金減免申請の状況	18
刑事告発	19
入札談合等関与行為防止法関係	20
企業結合審査の概要	21
企業結合審査の事例	25

3 取引適正化のための取組の推進

優越的地位の濫用への対処	28
下請法の概要	31
下請法の運用状況	32
下請取引の適正化及び企業間取引の公正化への取組	38
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	39
令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査	42
下請法改正に向けた検討の経緯	46
下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の 一部を改正する法律案	47
フリーランス・事業者間取引適正化等法の目的・概要	48
フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づく指導	49
インボイス制度への対応	50
不当廉売への対処	51

4 競争環境の整備

様々な分野に関する実態調査等	52
公正取引委員会におけるデジタル分野の主な取組	53
スマホソフトウェア競争促進法の概要	54
スマホソフトウェア競争促進法の禁止事項及び遵守事項	55
スマホソフトウェア競争促進法の施行に向けた取組	56
生成AIを巡るディスカッションペーパー	57
音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に 関する実態調査報告書	60
フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査	62
電気自動車(EV)充電サービスに関する第二次実態調査報告書	63
ガイドラインの整備及び事業者等からの事前相談	66
グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する 独占禁止法上の考え方	67
実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用 のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心として	69
企業コンプライアンスに関する実態調査について	71

5 競争政策の運営基盤の強化

公正取引委員会の体制の強化	72
経済分析の活用	73
競争政策研究センターの概要	74
国際協力の推進	75
広報・広聴	80

6 景品表示法に関する取組

○ 相談・届出・申告の窓口	83
---------------	----

公正取引委員会の概要

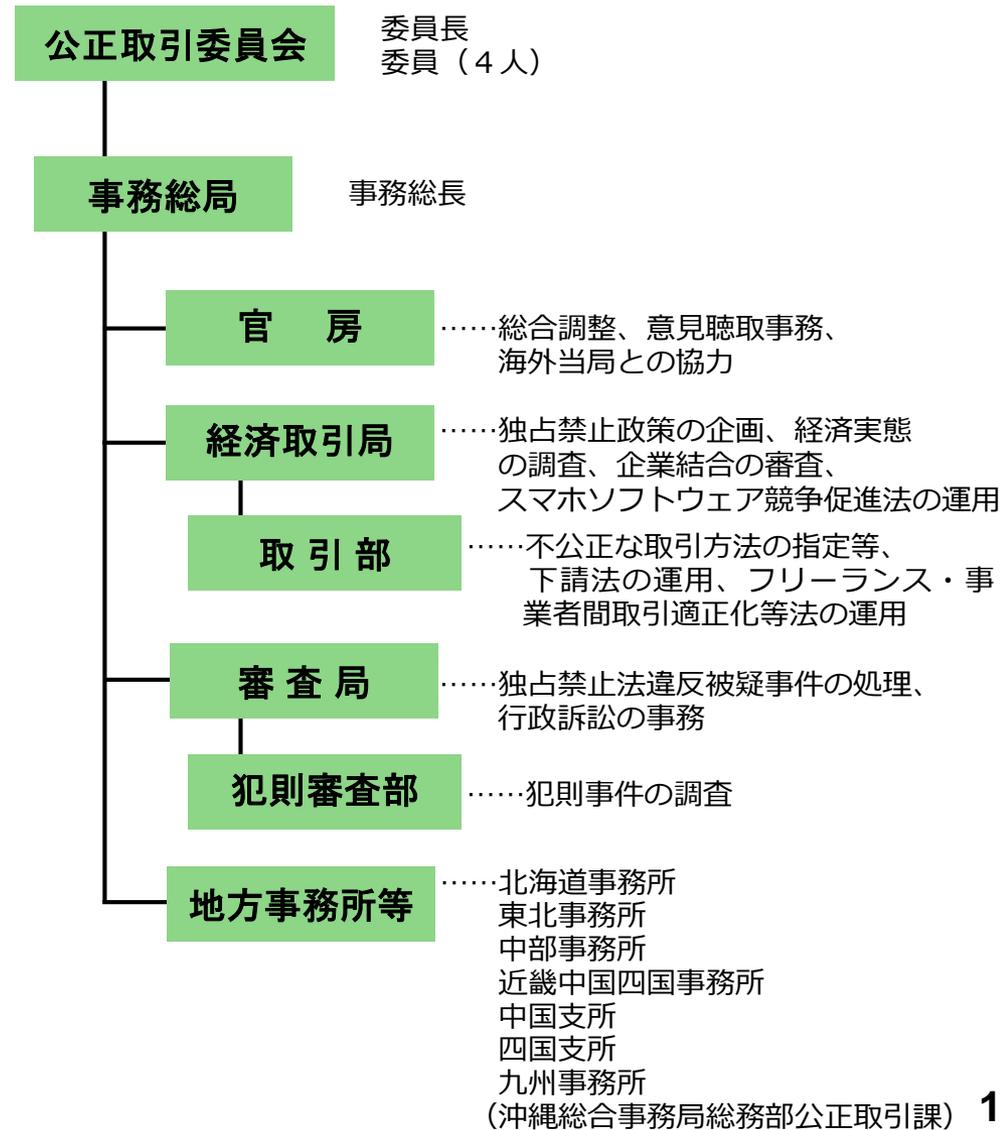
自由な経済社会において、市場の機能を十分に発揮させていくためには、常に公正かつ自由な競争のルールが守られるよう、これを監視していく必要がある。

このために、独占禁止法を運用する行政機関として公正取引委員会（委員長と4人の委員から成る合議制の機関）が設置されている。

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、行政組織法制上、内閣府の外局として設置されているが、行政委員会としてほかから指揮監督を受けることなく、独立して職権を行使することに特色がある。

公正取引委員会の下には、委員会の事務を処理するために事務総局が置かれており、令和7年度末の事務総局職員の定員数は、957人となっている。

公正取引委員会の組織図



競争政策のポイント

**I 厳正かつ実効性のある
独占禁止法の運用**

- 悪質な競争制限行為である価格カルテル・入札談合等への厳正な対処
- 社会的ニーズに対応した多様な事件（規制改革・デジタル分野等における妨害行為等）への積極的な対処
- 変化の速いデジタル分野における事案について、機動的な対処
- 企業結合審査の迅速かつ的確な実施

**II 取引適正化のための
取組の推進**

- 独占禁止法（優越的地位の濫用等）、下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法に違反する行為への厳正かつ機動的な対処
- 適切な価格転嫁の実現に向けた取引公正化のための取組の推進
- 広報や相談対応等による違反行為の未然防止及び公正な取引環境の整備

III 競争環境の整備

- 社会経済情勢等を踏まえ、公正かつ自由な競争の一層の促進が求められる分野（規制改革・デジタル分野等）についての調査・提言
- ガイドライン等の整備や事業者等からの事前相談への対応、講習会の開催による事業者等による違反行為の自主的な予防の推進
- スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進のための取組の推進

IV 競争政策の運営基盤の強化

- 法執行及び競争政策運営を支える人材の量的・質的充実
- 競争政策研究センター及び外部専門家の積極的活用を通じた専門的知識・分析能力の向上
- 国際会議における積極的な貢献、意見交換や技術支援等を通じた二国間関係等の強化、情報発信の拡充
- 公正取引委員会から発信する情報の拡充、国民各層とのコミュニケーションの充実

競争政策の車の両輪 エンフォースメントとアドボカシー

公正取引委員会は、公正で自由な競争環境を確保するため、エンフォースメント（法執行）とアドボカシー（競争唱導）を「車の両輪」として取り組んでいる。

- エンフォースメント：独占禁止法等の厳正、機動的な執行による競争の回復
- アドボカシー：競争環境の整備→競争促進的な規制・制度改革、企業行動の変革

エンフォースメント

～厳正な法執行による競争の回復～

● 違反事件審査

- ・独禁法違反行為に対する排除措置命令、課徴金納付命令 等
- ・確約措置等を通じた迅速かつ効果的な法執行

(個別事案に応じた事後規制)

● 企業結合審査

- ・ビジネスの実態に即した迅速かつ的確な企業結合審査

(合併等により将来競争上の弊害が生じる場合に事前に禁止)

アドボカシー(競争唱導)

～競争環境の整備～

● 実態調査

● 規制改革・取引慣行の改善に関する提言

● ガイドライン等の策定

- ・法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止
- ・企業のコンプライアンスの向上

● 効果的な広報

● 国際連携

- ・G7、OECD、ICN（国際競争ネットワーク）等

<連携:一体的運用>

○ 個別事件の措置に併せて、取引慣行の是正等を図るために、業界団体等への要請等を行った事例

<独占禁止法>

件名	措置の内容	要請等の内容
佐賀県有明海漁業協同組合に対する件 熊本県漁業協同組合連合会に対する件	排除措置命令 (令和6年5月15日公表)	<ul style="list-style-type: none"> ●水産庁に対する要請 水産庁に対し、独占禁止法や水産庁策定の「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」の遵守を全国の漁業協同組合等に対して改めて周知徹底するよう要請
損害保険会社らに対する件	排除措置命令 課徴金納付命令 (令和6年10月31日公表)	<ul style="list-style-type: none"> ●金融庁及び日本損害保険協会に対する要請等 共同保険の組成・利用に関し、損害保険会社、損害保険代理店又は保険契約者において留意すべき独占禁止法上の考え方及び競争政策上の考え方等を取りまとめるとともに、金融庁にあっては、損害保険会社等に対し、日本損害保険協会にあっては、会員に対し、独占禁止法の遵守について、それぞれ、周知徹底するよう要請
山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等の参加業者に対する件	排除措置命令 課徴金納付命令 (令和7年3月13日公表)	<ul style="list-style-type: none"> ●全国動物薬品器材協会に対する要請 全国動物薬品器材協会に対し、本件違反行為の概要及び独占禁止法の遵守について、会員である各都道府県の動物薬品器材協会を通じて、動物用医薬品の卸売業者に周知徹底するよう要請
機械式駐車装置メーカーらに対する件	排除措置命令 課徴金納付命令 (令和7年3月24日公表)	<ul style="list-style-type: none"> ●立体駐車場工業会に対する要請 立体駐車場工業会に対し、独占禁止法の遵守について会員事業者にも周知徹底するとともに、同工業会の広報委員会等の組織において会員各社の営業担当者が構成員になることなどによって、これらの者の中で営業情報について連絡を取りやすい関係が生じ得ることに留意して、組織運営において適切に対応するよう要請

- 個別事件の措置に併せて、勧告の対象となった業種の事業所管省庁と連携し、業界団体による自主点検等を実施した事例

<下請法>

件名	措置の内容	関係省庁との連携の内容
大阪シーリング印刷株式会社に対する件	勧告 (令和6年6月19日公表)	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済産業省との連携 ➢ 全日本シール印刷協同組合連合会による団体自主点検 ➢ 全日本シール印刷協同組合連合会での研修会（下請法、フリーランス法）開催
ナイス株式会社に対する件	勧告 (令和6年10月23日公表)	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産省（林野庁）との連携 ➢ 国産材の安定共有体制の構築に向けた需給情報連絡協議会（全国8ブロック）での講演
カバール株式会社に対する件	勧告 (令和6年10月25日公表)	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済産業省との連携 ➢ 経済産業省主催のコンテンツ業界向け講演会（下請法、フリーランス法）開催
株式会社 KADOKAWA 及び株式会社 KADOKAWA LifeDesignに対する件	勧告 (令和6年11月12日公表)	

独占禁止法の概要①（主な禁止行為）

自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律が独占禁止法である。独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。主な禁止行為としては次のものがある。

1 「私的独占」（第2条第5項、第3条前段）

有力な企業が、株式の所有や役員の派遣などによって競争事業者を統制下に置いたり（支配）、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害したりする（排除）こと。

2 「不当な取引制限」（第2条第6項、第3条後段）

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合などがこれに該当する。

3 「競争を実質的に制限することとなる企業結合」（第4章）

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合（株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等）を行うこと。

4 「不公正な取引方法」（第2条第9項第1号～第6号、第19条）

例えば、以下のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止している。

- ・ 共同の取引拒絶
 - …正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。
- ・ 差別対価
 - …不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって商品を提供し、又は供給を受けること。

- ・ 不当廉売
 - …正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
- ・ 再販売価格の拘束
 - …正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。
- ・ 優越的地位の濫用
 - …取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、不当に、不利益を与えること。
- ・ 抱き合わせ販売
 - …相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品を自己又は自己の指定する事業者から購入させること。
- ・ 排他条件付取引
 - …不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
- ・ 拘束条件付取引
 - …販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。
- ・ 競争者に対する取引妨害
 - …自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

独占禁止法の概要② (違反行為に対する措置)

1 排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、違反行為をした者に対し、意見陳述・証拠提出の機会を与えるなどの意見聴取手続を経て、排除措置命令や課徴金納付命令を行うこととなる。

2 課徴金

不当な取引制限、私的独占及び一定の不正な取引方法が行われた場合は、企業や業界団体の会員に対して、違反行為に係る期間における対象商品・役務の売上額又は購入額等に以下の算定率を掛けた額の課徴金が課される。

不当な取引制限	10% (4%)
支配型私的独占	10%
排除型私的独占	6%
共同の取引拒絶、差別対価 不当販売、再販売価格の拘束(注2)	3%
優越的地位の濫用	1%

(注1) () 内は違反事業者及びそのグループ会社が全て中小企業の場合
(注2) 公正取引委員会による調査開始日から遡り10年以内に当該違反事業者又はその完全子会社が同一の違反行為について排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合

3 刑事罰

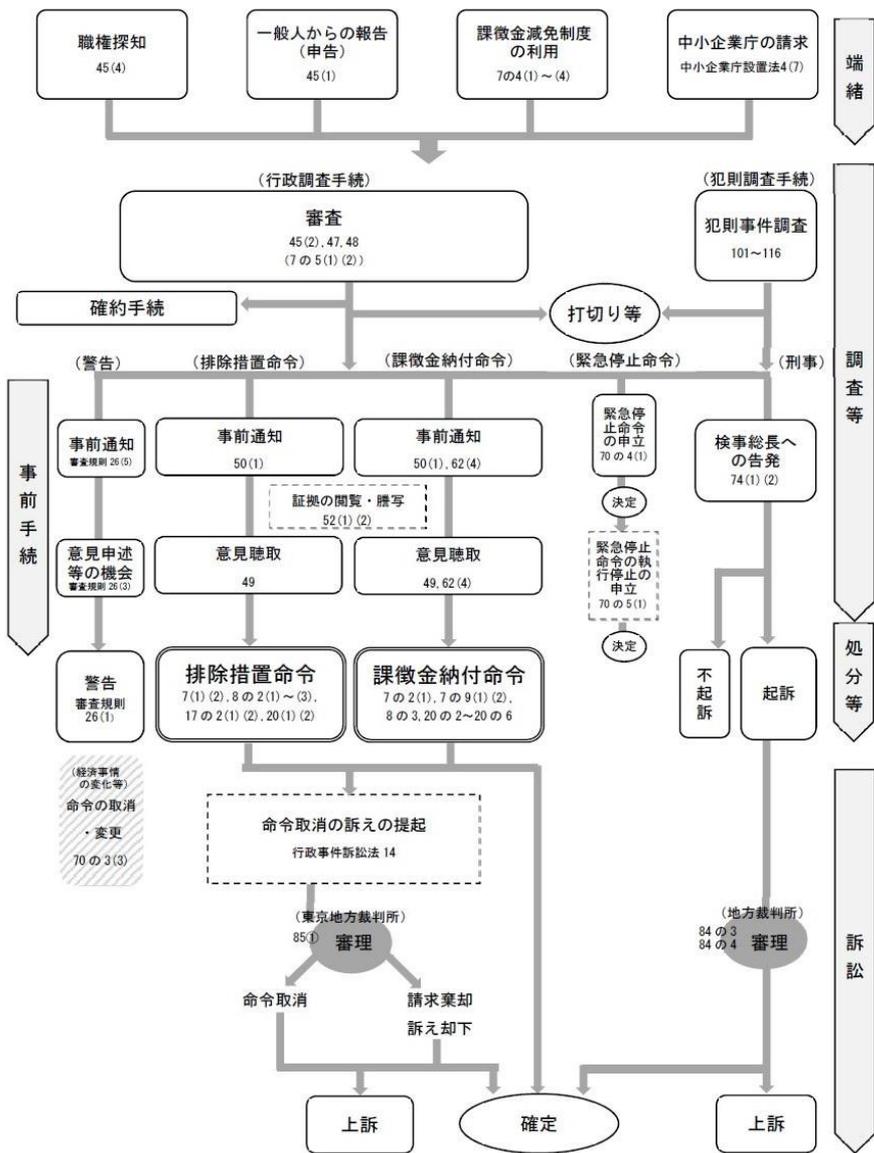
不当な取引制限、私的独占などを行った企業やその役員等に対しては、罰則が定められている。課徴金と罰金が併せて企業に科される場合には、罰金額の2分の1に相当する金額が課徴金から控除される。

4 差止請求

不正な取引方法によって著しい損害を受け、又は受けるおそれのある消費者や企業などは、裁判所に対してその行為の差止めを請求することができる。

5 無過失損害賠償責任

公正取引委員会の法的措置が確定している場合、被害者は、不当な取引制限、私的独占、不正な取引方法などを行った企業等に対し、独占禁止法の規定に基づいて損害賠償を請求できる。この場合、企業等は故意・過失がなかったことを理由に責任を免れることができない。

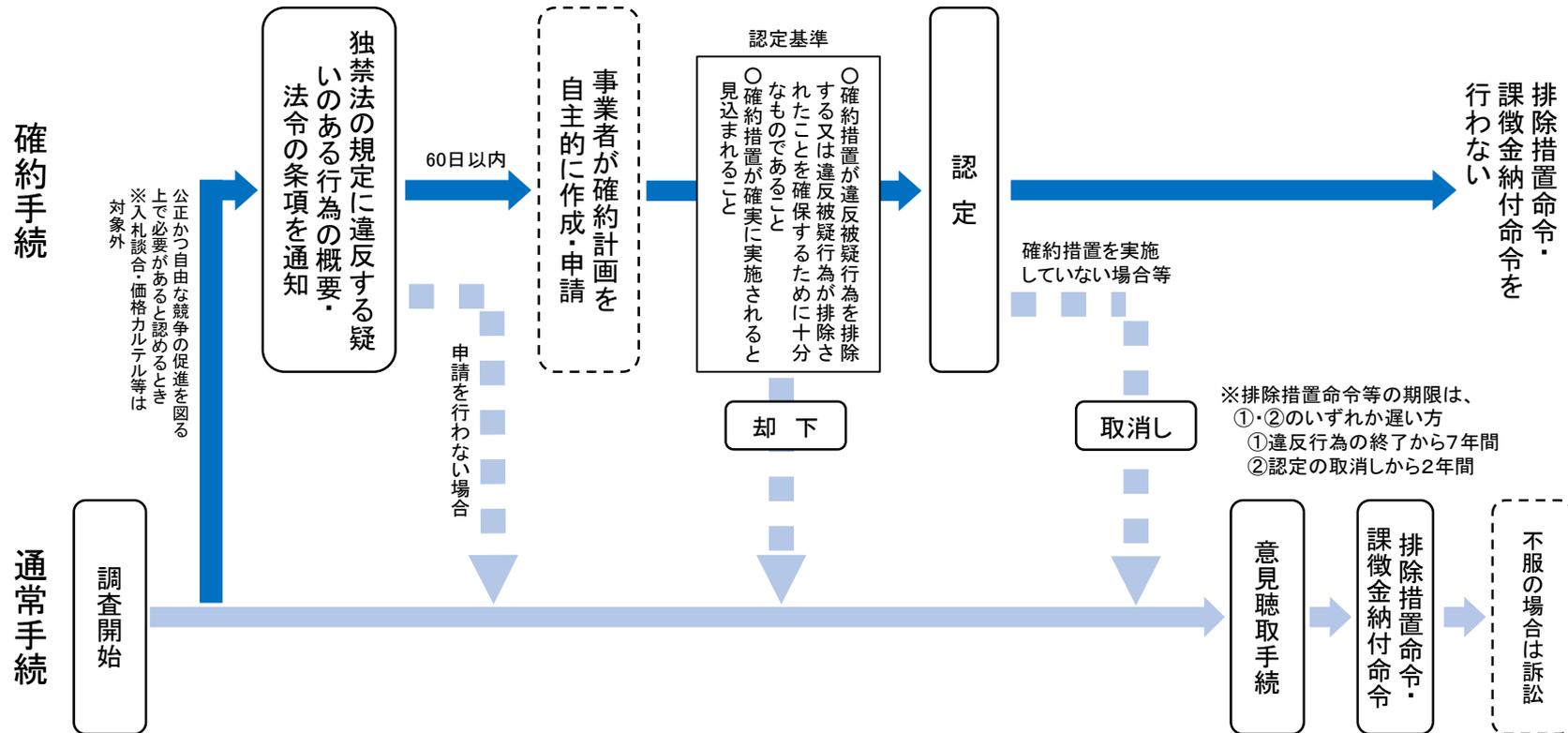


(注) 公正取引委員会に対する申告は、「何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するとき」に行うことができる(独占禁止法第45条第1項)。

独占禁止法の概要③（確約手続の流れ）

確約手続とは、独占禁止法違反の疑いのある行為を排除等するため設けられた手続の一つであり、具体的には事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定し、同計画に基づく措置を実施させる行政処分である。

公正取引委員会は、認定した確約計画が実施されていないなどの場合には、認定を取り消し、確約手続を開始する前の調査を再開することとなる。



【参考】確約手続に関する対応方針（平成30年9月26日公表）

- 確約手続に係る法運用の透明性・事業者の予見可能性を確保する観点から策定したもの。次のような点を記載。
 - ✓ 入札談合、価格カルテル等は、確約手続の対象としない。
 - ✓ 確約措置の典型例として、違反被疑行為を取りやめること、コンプライアンス体制を整備すること、履行状況を報告すること等が考えられる。
 - ✓ 確約計画認定後に認定確約計画の概要等を公表する。

独占禁止法違反被疑事件の処理状況①

重点的な取組

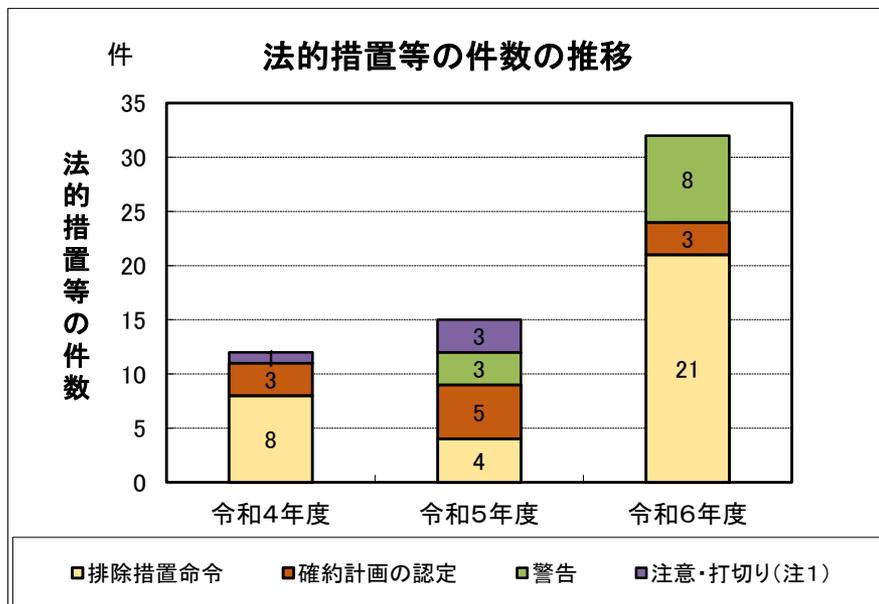
公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

独占禁止法違反被疑事件の処理状況

令和6年度においては、24件の法的措置（排除措置命令21件、確約計画の認定3件）を、延べ64名の事業者に対して講じている。

違反事業者に課した課徴金

令和6年度においては、延べ33名の事業者に対して、総額37億604万円の課徴金納付命令を行った。



(注1) 事案の概要を公表したものに限り。

課徴金額等の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
課徴金額(億円)(注2)	1019.8	2.2	37.0
対象事業者数(名)	21	16	33

(注2) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

独占禁止法違反被疑事件の処理状況②

社会的ニーズに対応した多様な事件への対処

IT・デジタル分野

- ・ Google LLCによるヤフー株式会社に対する私的独占又はその他の取引拒絶又は競争者に対する取引妨害被疑事件（令和6年4月 確約計画の認定）
- ・ アマゾンジャパン合同会社による独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始（令和6年11月）
- ・ 建設業向けクラウドサービスをユーザーに提供しているMCデータプラスによる競争者に対する取引妨害事件（令和6年12月 排除措置命令）

公共調達

- ・ 名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者による入札談合事件（令和6年5月 排除措置命令及び課徴金納付命令）
- ・ 青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らによる入札談合事件（令和6年5月 排除措置命令）
- ・ 山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等の参加業者による入札談合等事件（令和7年3月 排除措置命令及び課徴金納付命令）

消費財・サービス

- ・ 日清食品株式会社による取引先小売業者等に対する再販売価格の拘束被疑事件（令和6年8月 警告）
- ・ 株式会社関家具による取引先小売業者に対する再販売価格の拘束事件（令和6年12月 排除措置命令）

規制改革分野・スタートアップ

- ・ 佐賀県有明海漁業協同組合による海苔生産者に対する拘束条件付取引事件（令和6年5月 排除措置命令）
- ・ 熊本県漁業協同組合連合会による海苔生産者に対する拘束条件付取引事件（令和6年5月 排除措置命令）

物流分野

- ・ 株式会社イトーキによる優越的地位濫用被疑事件（令和6年11月 警告）
- ・ 橋本総業株式会社による優越的地位濫用被疑事件（令和6年12月 確約計画の認定）

大規模小売業者への納入取引等

- ・ 株式会社東京インテリア家具による納入業者に対する優越的地位濫用被疑事件（令和6年1月 確約計画の認定）
- ・ 株式会社アトレによる優越的地位濫用被疑事件（令和7年3月 警告）

産業財・サービス

- ・ 損害保険会社らによる価格カルテル等事件（令和6年10月 排除措置命令及び課徴金納付命令）
- ・ シスメックス株式会社による病院等に対する抱き合わせ販売等被疑事件（令和7年2月 確約計画の認定）
- ・ 機械式駐車装置メーカーらによる受注調整事件（令和7年3月 排除措置命令及び課徴金納付命令）

独占禁止法違反被疑事件の処理状況③

(2) 令和6年度における処理状況

ア 排除措置命令及び課徴金納付命令（排除措置命令21件）

件名	違反行為	概要
佐賀県有明海漁業協同組合に対する件 (令和6年5月)	拘束条件付取引	佐賀県有明海漁業協同組合は、同組合管内の海苔生産者に対し、①乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせているとともに、②同組合が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている。
熊本県漁業協同組合連合会に対する件 (令和6年5月)	拘束条件付取引	熊本県漁業協同組合連合会は、同連合会が管轄する15の漁業協同組合管内の海苔生産者に対し、①乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせているとともに、②同連合会が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている。
名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する件 (令和6年5月)	入札談合	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(課徴金額：3億9296万円)
青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加者らに対する件 (令和6年5月)	入札談合	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
LPガス容器用バルブの製造販売業者らに対する件(令和6年6月)	価格カルテル	LPガス容器用バルブの製造販売業者らが、共同して特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。(課徴金額：7億964万円)
ASP Japan(同)に対する件 (令和6年7月)	抱き合わせ販売等	ASP Japan(同)は、同社が医療機関向けに販売しているフタラール製剤※を用いる内視鏡洗浄消毒器にバーコードリーダーを取り付けるとともに、同社が製造販売するフタラール製剤の容器に二次元コードを貼付し、当該バーコードリーダーによって二次元コードを読み取らなければ同社の内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能が作動しないようにすることにより、同社の内視鏡洗浄消毒器を使用している医療機関に対し、不当に同社の内視鏡洗浄消毒器の供給に併せて同社が製造販売するフタラール製剤を購入させている。 ※ 消化器内視鏡を含む医療器具の化学的殺菌・消毒のために内視鏡洗浄消毒器に投入するなどして使用される消毒剤であって、フタラール0.55w/v%を含有する医療用医薬品をいう。

独占禁止法違反被疑事件の処理状況④

件名	違反行為	概要
損害保険会社に対する件 (令和6年10月)	価格カルテル等	<p>三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、本件財物・利益保険※について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持する旨を合意していた。(課徴金額：10億6031万円)</p> <p>※ 「本件財物・利益保険」とは、(株)JERAが見積り合わせの方法により発注する財物・利益保険のうち、1回の事故につき保険金の支払限度額を1500億円とする保険をいう。</p>
損害保険会社に対する件 (令和6年10月)	価格カルテル等	<p>三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、本件製油所包括保険※について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等を調整することによって各社の引受割合及び保険料の水準を維持する旨を合意していた。(課徴金額：3億3664万円)</p> <p>※ 「本件製油所包括保険」とは、コスモエネルギーホールディングス(株)がコスモ石油(株)の製油所を対象に同社に代わって、見積り合わせの方法により発注する地震保険等をいう。</p>
損害保険会社らに対する件 (令和6年10月)	入札談合	<p>三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、東京海上日動火災保険(株)及び共立(株)は共同して、本件備蓄基地保険※について、三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)及び東京海上日動火災保険(株)が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注できるようにしていた。(課徴金額：3億1715万円)</p> <p>※ 「本件備蓄基地保険」とは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(以下「JOGMEC」という。)が一般競争入札の方法により発注する、JOGMECが管理する国家石油・石油ガス備蓄基地等を対象とする企業財産包括保険等をいう。</p>
損害保険会社に対する件 (令和6年10月)	価格カルテル等	<p>三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、本件マリン保険※について、各社の見積り保険料を調整することによって保険料の水準を維持する旨を合意していた。(課徴金額：2億22万円)</p> <p>※ 「本件マリン保険」とは、シャープ(株)を保険契約者とし、保管中又は輸送中のシャープ製品等を補償対象とする損害保険であって、シャープ(株)から指名を受けたマーシュジャパン(株)により「SHARP GLOBAL STP PROGRAM」という名称で見積り合わせの方法により発注されるものをいう。</p>

独占禁止法違反被疑事件の処理状況⑤

件名	違反行為	概要
損害保険会社に対する件 (令和6年10月)	価格カルテル等	<p>三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、本件グループ包括保険※について、予定幹事会社を決定し、予定幹事会社が幹事会社を選定されるようにするとともに、予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料等で契約できるようにする旨を合意していた。(課徴金額：1億2072万円)</p> <p>※ 「本件グループ包括保険」とは、京成電鉄(株)が「グループ包括保険」の名称により見積り合わせの方法により発注する京成電鉄(株)を保険契約者とする鉄道総合財産保険等をいう。</p>
損害保険会社に対する件 (令和6年10月)	入札談合	<p>三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(課徴金額：1962万円)</p>
損害保険会社に対する件 (令和6年10月)	入札談合	<p>三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、東京都発注の病院賠償責任保険※について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(課徴金額：1698万円)</p> <p>※ 「東京都発注の病院賠償責任保険」とは、東京都が希望制指名競争入札の方法により発注する都立病院を対象とする病院賠償責任保険をいう。</p>
損害保険会社に対する件 (令和6年10月)	価格カルテル等	<p>三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、令和4年更改契約における本件損害保険※について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げること及び地震特約に係る保険期間を1年とする旨を合意していた。</p> <p>※ 「本件損害保険」とは、仙台国際空港(株)を保険契約者とする企業財産包括保険等をいう。</p>

独占禁止法違反被疑事件の処理状況⑥

件名	違反行為	概要
損害保険会社に対する件 (令和6年10月)	価格カルテル等	<p>三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、令和5年更改契約における本件損害保険※について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げ又は維持する旨を合意していた。</p> <p>※ 「本件損害保険」とは、東急(株)を保険契約者とする企業財産包括保険等をいう。</p>
(株)関家具に対する件 (令和6年12月)	再販売価格の拘束	<p>(株)関家具は、遅くとも令和2年2月頃以降、各種行為を行うことにより、取引先小売業者に「Ergohuman」の商標が付された椅子を関家具が定めた「参考売価」と称する小売価格で販売するようにさせていた。</p>
(株)MCデータプラスに対する件 (令和6年12月)	競争者に対する取引妨害	<p>(株)MCデータプラスは、自社が提供するグリーンサイトと称する労務安全サービス（建設業向けクラウドサービス）の優位性が低下するリスクを回避するためには、グリーンサイトに登録された作業員情報等を労務安全サービスを提供する事業に新規に参入してきた他社に流出させないことが不可欠であるとの認識の下、グリーンサイトのユーザーが求める他社の労務安全サービスに移行可能な形式で、作業員情報の提供の要請があった場合に、当該ユーザー自らが登録した作業員情報であるにもかかわらず個人情報の保護を理由にするなどし、合理的な理由なく当該作業員情報の提供を拒むなどして、グリーンサイトのユーザーが他社の労務安全サービスへの切替えをしないようにさせている。</p>
山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等の参加業者に対する件 (令和7年3月)	入札談合・受注調整	<p>山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（課徴金額：567万円）</p>
機械式駐車装置メーカーらに対する件 (令和7年3月)	受注調整	<p>機械式駐車装置メーカーらは、特定地下式PS設置工事又は特定エレベーター方式PS設置工事※について、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。（課徴金額：5億2613万円）</p> <p>※ 「特定地下式PS設置工事」とは、建設業者が確認申請図に基づく見積り合わせの方法により発注する水平循環方式分離式の機械式駐車装置の設置工事（機械式駐車装置の入替工事を除く。）をいう。</p> <p>※ 「特定エレベーター方式PS設置工事」とは、建設業者が確認申請図に基づく見積り合わせの方法により発注するエレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事（機械式駐車装置の入替工事を除く。）をいう。</p>

独占禁止法違反被疑事件の処理状況⑦

イ 確約計画の認定（3件）

件名	違反被疑行為	概要
Google LLCに対する件 (令和6年4月)	私的独占その他の取引拒絶又は競争者に対する取引妨害	<p>Google LLCは、平成26年11月1日、ヤフー(株)との間で締結していた契約を変更し、変更後の契約に基づき、遅くとも平成27年9月2日から令和4年10月31日までの間ヤフー(株)に対し、モバイル・シンジケーション取引※に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術の提供を制限することで、ヤフー(株)がモバイル・シンジケーション取引を行うことを困難にしていた。</p> <p>※ 検索連動型広告の配信を行う事業者が、ウェブサイト運営者等から広告枠の提供を受け、検索連動型広告を配信するとともに、当該広告枠に配信した検索連動型広告により生じた収益の一部を当該事業者分配到する取引をいう。</p>
橋本総業(株)に対する件 (令和6年12月)	優越的地位の濫用 (物流特殊指定)	<p>橋本総業(株)は、遅くとも平成29年7月以降、物流特殊指定の備考第2項に規定する特定物流事業者に該当する事業者（以下「本件物流事業者」という。）に対して、①本件物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の額から「お支払割戻金」と称して、当該額に一定率を乗じて得た額を減じている、②長時間の運送業務について、同種又は類似の内容の運送業務に対し通常支払われる額に比し著しく低い額となる運賃で委託している、③本件物流事業者に対する委託内容に含まれていない特定の附帯作業（積込み、取卸し等）について、あらかじめ本件物流事業者との間で取引の条件を取り決めることなく、無償で行わせている等の行為を行っている。</p>
シスメックス(株)に対する件 (令和7年2月)	抱き合わせ販売等	<p>シスメックス(株)は、遅くとも令和元年8月以降、令和6年7月頃までの間、特定血液凝固測定装置※により「Dダイマー」又は「FDP」を測定する際に用いる試薬に関して他社製の試薬を使用できるにもかかわらず、特定血液凝固測定装置では自社が製造販売する指定試薬のみを使用させるものとするを基本方針として定めて、病院等に対して、特定血液凝固測定装置を供給するに当たり、自社が製造販売する指定試薬のみを使用することを条件として、特定血液凝固測定装置の供給に併せて当該指定試薬を購入するようにさせていた。</p> <p>※ シスメックス(株)が、平成30年12月から製造販売するプロダクト名にCNが付く「CNシリーズ」と称する血液凝固測定装置をいう。</p>

独占禁止法違反被疑事件の処理状況⑧

ウ 警告（8件）

件名	違反被疑行為	概要
日清食品㈱に対する件 (令和6年8月)	再販売価格の拘束	<p>日清食品㈱は、即席麺5商品について、定番売価及び特売売価をそれぞれ設定した上で小売業者に提示価格を遵守させるとの方針の下、令和4年2月及び令和5年2月以降、小売業者に対して自ら以下の行為を行うとともに、取引先卸売業者をして以下の行為をさせている。</p> <p>(1) 通常時において、他の小売業者にも同様の要請を行っている旨を伝えたり、又は、要請を受け入れるまでは特売の条件を出さない旨を示唆したりするなどして、提示価格まで定番売価を引き上げることを要請することにより、提示価格で販売するようにさせている。</p> <p>(2) 特売時において、提示価格で販売することを前提に特売の条件を出すようにするなどして、提示価格まで特売売価を引き上げることを要請することにより、提示価格で販売するようにさせている。</p>
日本プロフェッショナル野球組織に対する件 (令和6年9月)	事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限	<p>日本プロフェッショナル野球組織は、構成員である球団に対し、選手契約交渉の選手代理人とする者について、弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定による弁護士とした上で、各球団に所属する選手が、既に他の選手の選手代理人となっている者を選任することを認めないようにさせていた。</p>
永山石油㈱及びエッカ石油㈱に対する件（令和6年11月）	不当廉売	<p>永山石油㈱及びエッカ石油㈱の2社は、それぞれ、沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村（なかがみぐんきたなかくすくそん）に所在する給油所において、令和6年2月1日から同年6月30日までのうちの一定期間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。</p>
(株)イトーキに対する件 (令和6年11月)	優越的地位の濫用 (物流特殊指定)	<p>(株)イトーキは、オフィス家具の運送、搬入、組立て、据付け及び搬出の業務（以下「本件運送業務」という。）を委託する物流事業者（以下「本件物流事業者」という。）※1に対して、</p> <p>(1) 時間外費※2の対象を納品場所での業務に要した時間に限ることにより、納品場所以外での業務</p> <p>(2) 本件運送業務に係る特定の附帯業務※3を無償で行わせている疑いがある。</p> <p>※1 物流特殊指定の備考第2項に規定する特定物流事業者に該当する事業者をいう。 ※2 基礎作業時間を超えて行われた業務に支払われる加算額をいう。 ※3 本件物流事業者が、オフィス家具を車両に積み込む業務及びオフィス家具の梱包材等の残材を引き渡す業務をいう。</p>

独占禁止法違反被疑事件の処理状況⑨

件名	違反被疑行為	概要
(株)ダイゼンに対する件 (令和6年12月)	優越的地位の濫用	<p>(株)ダイゼンは、遅くとも令和4年6月以降令和6年11月3日までの間、自社に継続して商品を納入する取引をしている事業者（以下「納入業者」という。）に対し、</p> <p>(1) 自社の店舗で行う新規開店セール等の際し、協賛金の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。</p> <p>(2) 自社の店舗の新規開店又は改装開店の際し、商品の陳列等の開店準備作業を行わせるため、あらかじめ派遣の条件について明確にすることなく、その派遣を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、従業員等を派遣させていた。</p>
(株)アトレに対する件 (令和7年3月)	優越的地位の濫用	<p>(株)アトレは、自社の運営する商業施設への出店に係る取引において、出店者との契約で自社が「JRE POINT」と称するポイントサービスの運営費用を負担することをあらかじめ合意していたにもかかわらず、令和6年7月頃、自己の取引上の地位が出店者に優越していることを利用して、当該取引条件について、令和7年4月1日以降の当該運営費用の一部を出店者に負担させる内容に一方的に変更した疑いがある。</p>
(株)九州シジシーに対する件 (令和7年3月)	再販売価格の拘束	<p>(株)九州シジシーは、遅くとも令和3年4月以降、CGC商品※1の一部について、九州地区及び沖縄県に所在する取引先小売業者等※2（以下「取引先小売業者」という。）に対して、下限売価※3を示し、当該下限売価について取引先小売業者から同意を得るとともに、取引先小売業者が下限売価を下回る価格で販売している場合には販売価格を下限売価以上に引き上げるように要請するなどして、下限売価以上で販売するようにさせている疑いがある。</p> <p>※1 「CGC商品」とは、九州シジシー等が製造事業者に製造委託するなどし、「CGC」のブランドを付すなどした食料品、日用品等の商品をいう。</p> <p>※2 「九州地区及び沖縄県に所在する取引先小売業者等」とは、CGCグループの加盟事業者のうち、九州地区及び沖縄県に所在する者をいう。</p> <p>※3 「下限売価」とは、取引先小売業者がCGC商品を小売販売する際の下限の価格をいう。</p>

課徴金減免申請の状況

カルテル等の発見・解明を容易にするために、違反事業者が自らの違反事実を報告すれば、一定の要件の下で課徴金を減免する制度（以下「課徴金減免制度」という。）が平成17年独占禁止法改正により導入され、調査協力減算制度が令和元年独占禁止法改正により導入された（令和元年独占禁止法改正法の施行に合わせて、減免申請の方法はファクシミリから、電子メールに変更された。）。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率 (課徴金減免制度)	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)	適用される減免率
前	1位	全額免除	+最大40%	全額免除
	2位	20%		最大60%
	3～5位	10%		最大50%
	6位以下	5%		最大45%
後	最大3社 (調査開始日前を含め最大5社まで)	10%	+最大20%	最大30%
	上記以下	5%		最大25%

令和6年度において、課徴金減免制度に基づき、事業者から自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、109件であった（課徴金減免制度の導入から令和6年度末までの累計は1,682件）。

公正取引委員会は、法運用の透明性等確保の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイトに、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

課徴金減免制度が適用された最近の事件（このうち、「●」は調査協力減算制度が適用された事件）

- 名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する件（令和6年5月課徴金納付命令）
- 青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する件（令和6年5月排除措置命令）
- LPガス容器用バルブの製造販売業者らに対する件（令和6年6月課徴金納付命令）
- 損害保険会社らに対する件（令和6年10月課徴金納付命令）
- 山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等の参加業者に対する件（令和7年3月課徴金納付命令）
- 機械式駐車装置メーカーらに対する件（令和7年3月課徴金納付命令）

刑事告発

犯則調査権限を用いた調査を行い、以下の者等について、検事総長に対し刑事告発を行っている（平成2年6月20日に「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」を公表して以降19件の刑事告発）。

違反行為	件名	概要等
入札談合	東海旅客鉄道(株)が発注する中央新幹線に係る建設工事の指名競争見積参加業者 (平成30年3月23日告発)	東海旅客鉄道(株)が土木工事の請負業等を営む法人4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限していた行為について、当該4社及びこれらのうち2社の中央新幹線に係る建設工事の受注等に関する業務に従事していた者2名が独占禁止法に違反する犯罪を行っていたものと思料して、検事総長に告発した。 東京地方検察庁は平成30年3月23日に起訴し、同年10月22日及び令和3年3月1日、東京地方裁判所において被告会社に1億8000万円から2億5000万円の罰金、被告会社の建設工事の受注等に関する業務に従事していた者に懲役1年6月（執行猶予3年）の有罪判決が出された。 被告人2社2名は、令和3年3月10日に控訴し、令和5年3月2日、東京高等裁判所において、控訴棄却の判決が出された（2社2名は上告した。）。
入札談合	独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者 (令和2年12月9日告発)	独立行政法人地域医療機能推進機構が平成28年及び平成30年それぞれにおいて一般競争入札を実施した同機構が運営する57病院における医薬品購入契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限していた行為について、医薬品の卸売業等を営む法人3社及びこれら3社の医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた者7名が独占禁止法に違反する犯罪を行っていたものと思料して、検事総長に告発した。 東京地方検察庁は令和2年12月9日に起訴し、令和3年6月30日、東京地方裁判所において被告会社に2億5000万円の罰金、被告会社の医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた者に懲役1年6月から2年（執行猶予3年）の有罪判決が出された（確定）。
入札談合	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札等参加業者 (令和5年2月28日告発)	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が順次発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関して競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約（以下「テストイベント計画立案等業務委託契約等」という。）の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限していた行為について、広告代理業等又はイベントの企画・運営等を営む法人6社及び同6社でテストイベント計画立案等業務委託契約等の受注等に関する業務に従事していた6名並びに組織委員会でテストイベント計画立案等業務委託契約等の発注等に関する業務に従事していた1名が独占禁止法に違反する犯罪を行っていたものと思料して、検事総長に告発した。 東京地方検察庁は令和5年2月28日に起訴し、東京地方裁判所において、組織委員会でテストイベント計画立案等業務委託契約等の発注等に関する業務に従事していた者に懲役2年（執行猶予4年）（判決宣告日：令和5年12月12日）、被告会社4社に2億円から3億円の罰金、被告会社の受注等に関する業務に従事していた者4名に懲役1年6月から2年（執行猶予3年から4年）（判決宣告日：令和6年7月11日、同年12月18日、令和7年1月30日及び同年3月21日）の有罪判決がそれぞれ出された（被告人のうち4社4名については控訴した。）。

入札談合等関与行為防止法関係

(1) 「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）は、国・地方公共団体等の職員が入札談合に関与する、いわゆる「官製談合」を防止することを目的とする法律である。

(2) 現在までに、公正取引委員会は、入札談合等関与行為防止法に基づき、発注機関の長に対し、12件の改善措置要求を行っている。

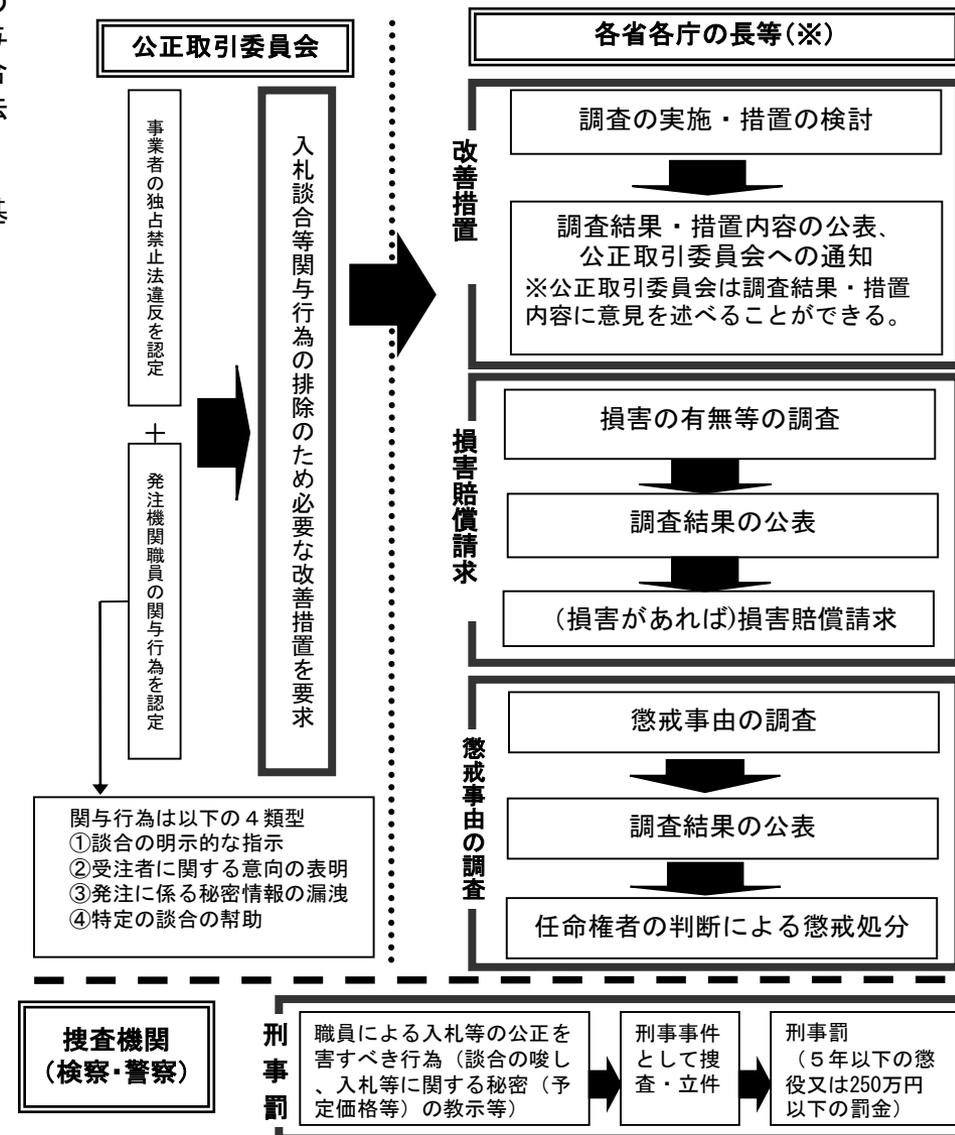
<直近の改善措置要求事例>

件名	関与行為	改善措置要求
鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札参加業者らによる入札談合事件	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道・運輸機構）発注の融雪・消雪基地機械設備工事の入札前に、未公表情報である予定価格を、特定の入札参加業者に教示	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月、鉄道・運輸機構理事長に対し改善措置を要求 平成26年9月、鉄道・運輸機構が改善措置を報告
東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせにおいて、参加業者のうち特定の事業者の従業員に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示	浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせにおいて、参加業者のうち特定の事業者の従業員に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年7月、東京都知事に対し改善措置を要求 令和元年12月、東京都知事が改善措置を報告

発注機関のコンプライアンス向上に向けた取組

- ✓ 発注機関の調達担当者等の法令遵守意識向上等の観点から、連絡担当官（国の本省庁及び地方支分部局等の会計課長等）会議の開催（令和6年度：全国9か所で合計10回）
- ✓ 発注機関等が主催する独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の研修会への講師派遣及び公正取引委員会が主催する研修会の実施（令和6年度：全国で298回）

(参考) 入札談合等関与行為防止法の概要



※①各省各庁の長（財政法第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）、②地方公共団体の長、③国、地方が1/2以上出資する法人の代表者、④国、地方が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の1/3以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社の代表者

企業結合審査の概要①

独占禁止法は、①一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合等における株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の禁止、②事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止及び③銀行又は保険会社の議決権保有の制限を規定するとともに、一定規模等の条件を満たす企業結合についての届出又は報告義務を規定している。

公正取引委員会は、届出が行われた企業結合等について届出会社とのコミュニケーションを十分にとりつつ、迅速かつ的確に審査を行っている。

1 企業結合審査の基本的な考え方

企業結合計画

株式保有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等

一定の要件に合致するものは、事前届出の義務(30日前)※



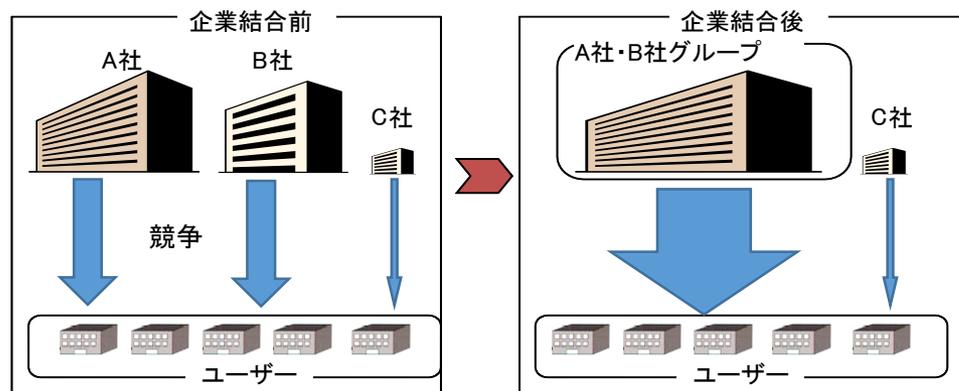
○企業結合により
○一定の取引分野における
○競争を実質的に制限することとなる場合



企業結合の禁止
※ただし、独占禁止法上の問題を解消する措置が採られる場合には容認

※ なお、一定の要件を満たさない企業結合計画であっても、我が国の需要者に対する影響が見込まれる場合には、必要に応じて企業結合審査を実施する。

競争制限の具体例



- A社・B社グループが販売価格を自由にコントロール
- ユーザーにとって購入先の選択肢が狭まり、売手の値上げに対抗する手段が無くなる

企業結合審査の概要②

2 一定の取引分野の画定

一定の取引分野の画定に当たっては、当事会社グループが行っている事業全てについて、取引の対象となる商品の範囲及び地理的範囲をそれぞれ画定する。基本的には、需要者にとっての代替性の観点から、また、必要に応じて供給者にとっての代替性の観点からも画定。

一定の取引分野の画定の基本的な考え方

○一定の取引分野は、企業結合により競争が制限されることとなるか否かを判断するための範囲を示すものである（「商品範囲」及び「地理的範囲」がある。）。

○需要者にとっての代替性は、ある地域において、ある事業者が、ある商品を独占して供給しているという仮定の下で、当該独占事業者が、利潤最大化を図る目的で、小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げをした場合に、当該商品及び地域について、需要者が当該商品の購入を他の商品又は地域に振り替える程度を考慮して判断される。

- ・一定の取引分野を画定する際の上記のような考え方は、SSNIP (Small but Significant and Non-transitory Increase in Price) テストと呼ばれている。
- ・SSNIPテストは、欧米においても用いられている考え方である。
- ・「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ」とは、通常、引上げの幅は5～10%程度、期間は1年程度のもの指している。
- ・ある商品について、内外の需要者が内外の供給者を差別することなく取引しているような場合には、国境を越えて地理的範囲が画定される。

3 競争の実質的制限

(1) 企業結合審査におけるセーフハーバー

（セーフハーバーとは、通常、競争上問題とならないと考えられる範囲）

水平型企業結合	① HHI1, 500以下 ② HHI1, 500超2, 500以下かつHHI増分250以下 ③ HHI2, 500超かつHHI増分150以下
垂直・混合型企業結合	① 市場シェア10%以下 ② HHI2, 500以下かつ市場シェア25%以下

(注) HHI(ハーフィンダール・ハーシュマン指数)とは、一定の取引分野における各事業者の市場シェアを2乗して合計したもの。

※ ただし、セーフハーバーに該当しない場合であっても、直ちに違法となるわけではない。

企業結合審査の概要③

(2) セーフハーバー基準に該当しない事案については、以下の判断要素を勘案して、競争制限の有無を判断

- ① 当事会社グループの地位及び競争者の状況
 - (ア)市場シェア及び順位、
 - (イ)当事会社間の従来の競争の状況、
 - (ウ)競争者の供給余力、
 - (エ)差別化の程度等
- ② 輸入（おおむね2年以内を目安に評価）
 - (ア)制度上の障壁の程度、
 - (イ)輸入に係る輸送費用の程度や流通上の問題の有無、
 - (ウ)輸入品と当事会社グループの商品の代替性の程度、
 - (エ)海外の供給可能性の程度
 ※ 現在輸入が行われているかどうかにかかわらず、上記点を検討
- ③ 参入（同前）
 - (ア)制度上の参入障壁の程度、
 - (イ)実態面での参入障壁の程度、
 - (ウ)参入者の商品と当事会社の商品の代替性の程度、
 - (エ)参入可能性の程度
- ④ 隣接市場からの競争圧力
 - (ア)競合品（当該商品と類似の効用等を有する商品）の存在、
 - (イ)地理的に隣接する市場の状況等
 ※ 近い将来における競合品の競争圧力（隣接市場からの競争圧力）についても考慮
- ⑤ 需要者からの競争圧力
 - (ア)需要者の間の競争状況、
 - (イ)取引先変更の容易性、
 - (ウ)市場の縮小等
- ⑥ 総合的な事業能力、効率性
- ⑦ 当事会社グループの経営状況
- ⑧ 一定の取引分野の規模
当事会社グループの一部の会社又は企業結合の対象となったその事業部門が業績不振の場合についても考慮

4 企業結合計画に関する届出制度・届出等件数

(1) 企業結合計画に関する届出制度

独占禁止法では、一定規模を超える会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受けを行う場合には、あらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないとされている（形態別の届出を要する場合の概要は右表参照）。

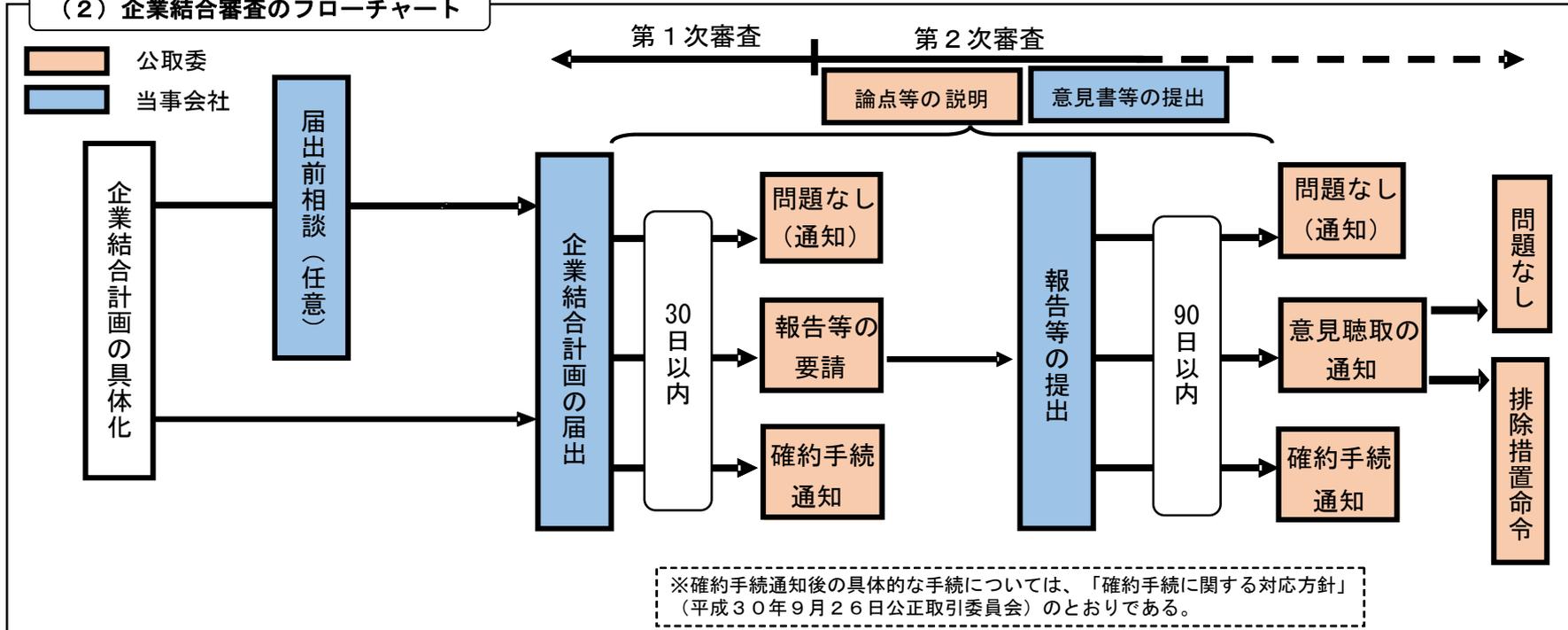
※ 独占禁止法では、届出受理の日から30日を経過するまでは株式取得等をしてはならないとされている（当該期間を「禁止期間」という。）ところ、

- ① 独占禁止法上の問題がないことが明らかの場合、かつ
- ② 当事会社が書面で申し出た場合には、禁止期間の短縮を認めることができる。

形態（関係法条）		届出を要する場合の概要
株式取得（第10条）		① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 株式発行会社とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円超の株式発行会社の株式を取得し ③ 議決権保有割合が20%又は50%を超えることとなる場合
合併（第15条）、 共同株式移転（第15条の3）		① 国内売上高合計額200億円超の会社と ② 国内売上高合計額50億円超の会社が ③ 合併（又は共同株式移転）をする場合
分割 （第15条の2）	共同新設分割	① 国内売上高合計額200億円超の会社と ② 国内売上高合計額50億円超の会社が ③ 共同新設分割により設立する会社に事業の全部を承継させる場合 等
	吸収分割	① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 国内売上高合計額50億円超の会社に ③ その事業の全部を承継させる場合 等
事業等譲受け（第16条）		① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 国内売上高30億円超の会社から事業の全部の譲受けをする場合 等

企業結合審査の概要④

(2) 企業結合審査のフローチャート



(3) 届出等件数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出件数	337	306	345	437
第1次審査で終了したもの	328	299	335	402
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(248)	(243)	(262)	(352)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	8	7	10	14
第2次審査に移行したもの	1	0	0	0

(注) 令和6年度の「届出件数」には、令和7年4月以降においても引き続き審査を行っている案件(第1次審査中の21件)を含む。

企業結合審査の事例①

○ ANAホールディングス株式会社による日本貨物航空株式会社の株式取得（令和7年1月審査結果公表）

審査の視点

本件株式取得により、競争に大きな影響が生じる可能性があると考えられる、**日本発米国着の国際航空貨物運送市場**における競争を実質的に制限することとなるか。

審査対象役務の概要



一定の取引分野の画定

商品役務範囲

- 航空機による貨物運送（インテグレーターが行う運送サービスは除く。）
- 「貨物全体市場」に加え、旅客機には搭載できない大型貨物や危険物を対象とする「大型貨物等市場」を画定。

地理的範囲

- 「日本発ロサンゼルス周辺空港着路線」（ロサンゼルス周辺…ロサンゼルス、シアトル、サンフランシスコ及びサンディエゴ）
- 「日本発シカゴ周辺空港着路線」（シカゴ周辺…シカゴ、ボストン、ニューヨーク、ワシントンD.C.、ミネアポリス、デトロイト、シンシナティ及びアトランタ）

競争の実質的制限の検討

- **単独行動**（※協動的行動については、競争を実質的に制限することとはならないと判断）
- ① **当事会社グループの地位及び競争者の地位等・市場における競争の状況等**
- 貨物全体市場…合算シェアが、日本発ロサンゼルス周辺空港着路線で約30%、日本発シカゴ周辺空港着路線で約35%となる（シェア順位は1位）。
 - 大型貨物等市場…合算シェアは不明だが、市場参加者が限定。
 - 貨物専用機を運航する当事会社グループの輸送能力は高く、密接な競争関係あり。
- ② **競争者の供給余力**
- 各社満載状態で運航しており、供給余力が存在しない。供給能力の拡大余地にも乏しい。

本件株式取得は、**日本発ロサンゼルス周辺空港着路線及び日本発シカゴ周辺空港着路線（貨物全体市場及び大型貨物等市場）における競争を実質的に制限することとなる。**

当事会社からの問題解消措置の提案

- ①当事会社グループは、特定の航空事業者との間で**ブロック・スペース・アグリーメント***を締結し、貨物専用機の貨物搭載スペースを提供する。
- ②監視受託者を選任し、上記①の措置について継続的履行監視及び公正取引委員会への定期報告をさせる。*一定の貨物搭載スペースを競争者に提供する契約

上記措置が講じられることを前提とすれば、本件株式取得により日本発ロサンゼルス周辺空港着路線及び日本発シカゴ周辺空港着路線（貨物全体市場及び大型貨物等市場）における競争を実質的に制限することとは言いえないと判断。

○シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収（令和7年3月審査結果公表）

審査の視点

本件買収により、①半導体設計解析ソフトウェア（※）及び②光学設計用ソフトウェアにおける競争を実質的に制限することとなるか
※本件では、EDAソフトウェアと半導体向けS&Aソフトウェアを合わせて半導体設計解析ソフトウェアと呼ぶこととする。

半導体設計解析ソフトウェア

一定の取引分野の画定

光学設計用ソフトウェア

商品範囲

半導体設計解析ソフトウェアの機能 **×** 半導体チップの種類

地理的範囲

@世界市場

オプティクスソフトウェア @世界市場

及び フォトニクスソフトウェア @世界市場



公正取引委員会の評価

水平型企业結合（RTL消費電力解析（デジタルチップ）市場）

- ①当事会社グループの合算シェアが約70%（1位）であり、2位以下との格差が大きくなる
- ②当事会社グループの製品には類似性があり、競合関係が弱いとは言いきれない
- ③参入圧力は限定的
- ④隣接市場からの競争圧力はない
- ⑤需要者からの競争圧力は限定的

RTL消費電力解析（デジタルチップ）市場における競争を実質的に制限することとなる

水平型企业結合（オプティクスソフトウェア）

- ①当事会社グループの合算シェアが約100%

水平型企业結合（フォトニクスソフトウェア）

- ①当事会社グループの合算シェアが約65%であるものの、有力な競争者が存在しない
- ②参入圧力は限定的
- ③隣接市場からの競争圧力は認められない

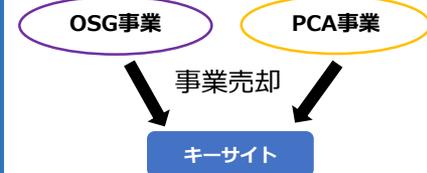
オプティクスソフトウェア市場及びフォトニクスソフトウェア市場における競争を実質的に制限することとなる

当事会社からの問題解消措置の提案

- 競争を実質的に制限することとなると判断されたRTL消費電力解析（デジタルチップ）について、アンシスのRTL消費電力解析ソフトウェア事業（PCA事業）を、
- 同じく光学設計用ソフトウェアについて、シノプシスのオプティクスソフトウェア及びフォトニクスソフトウェアに関する事業（OSG事業）を、半導体設計解析ソフトウェアを含む電子設計及びテストソリューション提供会社であるキーサイト（米国）に売却

シノプシス・インク

アンシス・インク



上記措置が講じられることを前提とすれば、RTL消費電力解析（デジタルチップ）市場、オプティクスソフトウェア及びフォトニクスソフトウェア市場における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断

企業結合審査の事例③

○株式会社クボタによる日本鑄鉄管株式会社の新設製造子会社の株式取得（令和7年3月審査結果公表）

一定の取引分野の画定

日本全国におけるダクタイル鉄管小口径管製造販売市場（水平型企業結合）

- ・ 上水道用途の水道管として使用される管のうち、ダクタイル鉄管とそれ以外の管（ポリエチレン管等）は異なる商品範囲を構成する。
- ・ ダクタイル鉄管の口径の違いや当事会社によるOEM委託の範囲を踏まえるなどして、商品範囲をダクタイル鉄管小口径管と画定した。
- ・ 日本全国で販売され、地域によって販売価格に差がないこと等から地理的範囲を日本全国と画定した。

競争の実質的制限の検討

①単独行動⇒問題解消措置（後記）を前提とすれば競争を実質的に制限することとならない

>当事会社グループ及び競争者の地位並びに競争の状況等

- ・ 当事会社グループの合算シェアは約70%と高い。
- ・ 競争者（市場シェア約30%）からの一定程度の牽制力が認められる。
- ・ 問題解消措置を前提とすれば、当事会社グループ間で一定程度の競争が行われる。

>隣接市場（ポリエチレン管）からの競争圧力

- ・ ポリエチレン管への切替えが相当程度生じていることなどから、一定程度の競争圧力が認められる。

>効率性

- ・ 当事会社グループは、現在のキュポラ炉に代えて、本件行為後は、新設製造子会社においてCO2排出量が少ない電気炉による製造を予定。グリーンガイドラインに沿って、当事会社の内部文書や当事会社が算定したCO2排出量の削減効果等を検討した結果、①CO2排出量の削減は本件行為固有の効率性の向上といえること、②発注済みの電気炉への切替えにより相当程度の割合のCO2排出量削減が見込まれ、効率性の向上が実現可能であること、③CO2排出量の大幅な削減は品質の向上と評価でき、需要者の厚生が増大が認められることから、「効率性」の3要件をいずれも満たし、効率性の向上が認められる。

②協動的行動⇒問題解消措置（後記）を前提とすれば競争を実質的に制限することとならない

>競争者の数等

- ・ 生産面では事業者数が3社から2社になり、クボタがOEM委託する特定の工程における当事会社グループ間の製造コストが共通化されるものの、問題解消措置を前提とすれば、当事会社グループ間で一定程度の競争が行われる。

>商品の同質性、需要動向等

- ・ ダクタイル鉄管小口径管は同質的な商品。・ 主な用途である上水道管の更新需要の予測は比較的容易で、技術革新の余地も小さい。

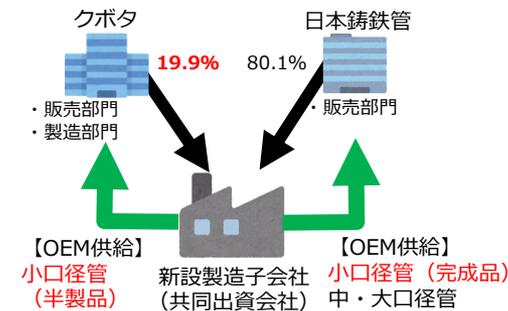
>過去の競争状況等

- ・ 過去数年間にわたり当事会社グループ及び競争者の市場シェアに大きな変動はない。

>各種の競争圧力等

- ・ 前記①と同様に、隣接市場からの一定程度の競争圧力及び効率性の向上が認められる。

図：OEM委託の範囲



当事会社からの問題解消措置の提案

- ① OEM委託の範囲は、クボタは小口径管のダクタイル鉄管の特定の工程のみを、日本鑄鉄管は全口径のダクタイル鉄管の全工程とする。
- ② 当事会社グループ間において機微情報が共有される懸念を解消するため、アクセス制限、異動制限等を講じる。
- ③ 前記②の措置の履行監視のため、当事会社グループから独立し、かつ、専門性を有する第三者を監視受託者として選任。

以上を前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断。

優越的地位の濫用への対処①

独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止（あらゆる取引が規制対象）。

優越的地位

○一方の当事者が取引の相手方に対して「優越的地位」にある場合とは、取引の相手方にとって一方の当事者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、一方の当事者が取引の相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、取引の相手方が受け入れざるを得ないような場合をいう。

※ 優越的地位が認定された具体例としては、スーパーマーケットやホームセンターと納入業者との関係、金融機関と融資先企業との関係、フランチャイザーとフランチャイジーや納入業者との関係などがある。

正常な商慣習に照らして不当に

正常な商慣習とは、公正な競争秩序の維持・促進の観点からは認められるものをいい、個別具体的に判断する。

不利益を与えること

○優越的地位にある事業者が、以下の想定例に該当するような行為を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる。

①購入・利用強制

取引先の事業遂行上必要がない商品について、購入しなければ取引を打ち切るなどとして、今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行い、その商品の購入を余儀なくさせること。

②協賛金等の負担要請

決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること。
取引の相手方の商品又は役務の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等を要請し、これを負担させること。

③従業員等の派遣要請

派遣費用を負担することなく、清掃業務等の自己の利益にしかならない業務を行うよう取引の相手方に要請し、そのための従業員を派遣させること。

④その他の経済上の利益の提供要請

発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、設計図面を無償で提供させること。

⑤受領拒否

取引の相手方が、発注に基づき商品を製造し、当該商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること。

⑥返品

展示等に用いたために汚損したことを理由に、自己の一方的な都合により、商品を返品すること。

⑦支払遅延

社内の支払手続の遅延を理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと。

⑧減額

商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと。

⑨取引の対価の一方的決定

自己の予算単価のみを基準として、取引先と十分協議することなく、一方的に、通常の価格より著しく低い単価を定めること。

⑩やり直しの要請

商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合により、あらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせること。

優越的地位の濫用への対処②

公正な取引ルールの整備

- 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定（平成22年11月公表）。
- 「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」（物流特殊指定）を制定（平成16年4月から施行）。
- 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」（大規模小売業告示）を制定（百貨店業に係る特殊指定は廃止）（平成17年11月から施行）。
- 下請法の改正により、①ソフトウェア、テレビ番組等の情報成果物の作成委託及び②運送、ビルメンテナンス等の役務の提供委託に係る下請取引を下請法の対象に追加（平成16年4月から施行）。
- 下請法の適用対象とならない取引であっても、独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあることを独占禁止法Q&Aの作成・公表によって明確化。優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、令和4年2月に「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定（令和5年11月公表）。

違反行為への厳正かつ効果的な対処（違反事件の処理）

公正取引委員会では、従来、優越的地位の濫用行為に係る情報に接した場合には、独占禁止法違反事件として厳正に対処しており、最近10年間（平成27年度～令和6年度）において、6件の法的措置^{（注）}及び6件の警告を行っている。（注）法的措置には確約計画の認定を含む。

また、優越的地位の濫用行為を未然に防止する観点から、優越的地位の濫用行為に係る事件について効率的かつ効果的に調査を行うため、平成21年に審査局内に「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、濫用行為の抑止・早期是正に努めている。

令和6年度においては、優越的地位濫用事件タスクフォースが中心となって、優越的地位の濫用行為に係る事件について3件の警告を行うとともに、①中小事業者等の労務費・原材料価格・エネルギーコスト等の上昇に伴う価格転嫁に関連した注意25件（30頁参照）、②荷主による運送事業者に対する要請に関連した注意29件など、41件^{（注）}の注意を行った。（注）①と②は重複する場合があります合計と一致しない。

（年度別優越的地位濫用事件処理件数）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
警告件数	0	0	0	0	3
注意件数	47	46	55	67	41

<中小事業者等の労務費・原材料価格・エネルギーコスト等の上昇に伴う価格転嫁に関連した注意>

一部の発注事業者が、取引先の中小事業者からのコストの上昇による取引価格の引上げ要請に対して、一部の品目の引上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、発注事業者が一方的に取引条件を設定している疑いのある事例がみられた。

<荷主による運送事業者に対する要請に関連した注意>

一部の荷主が、運送業務を委託する物流事業者に対し、発注内容に含まれていない荷下ろし等を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった事例がみられた。

優越的地位の濫用への対処③

適切な価格転嫁を阻害する行為に対する注意事例

取引先の中小事業者等からの労務費・原材料価格・エネルギーコスト等の上昇に伴う取引価格の引上げ要請について、一部の品目の値上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、発注事業者が一方的に取引条件を設定している疑いのある事例がみられた。

このため、公正取引委員会は、発注事業者に対し、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から注意を行った（令和6年4月～令和7年3月：25件）。

【注意した主な事業者の業種】

道路貨物運送業	その他の卸売業	家具・装備品製造業
倉庫業	協同組合	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
飲食料品小売業	生産用機械器具製造業	機械器具小売業
不動産賃貸業・管理業	物品賃貸業	飲食料品卸売業
各種商品小売業	無店舗小売業	食料品製造業

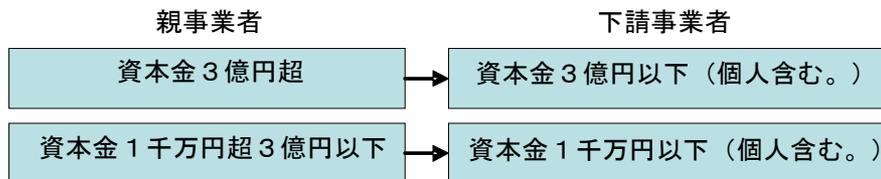
下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の支払遅延、減額等の親事業者の不当な行為を禁止している。

1 目的（第1条）

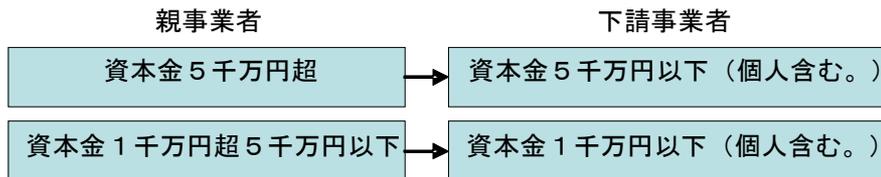
下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

- (1) 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成（プログラム作成に係るもの）・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



- (2) 情報成果物作成（プログラム作成に係るものを除く。）
 ・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く。）



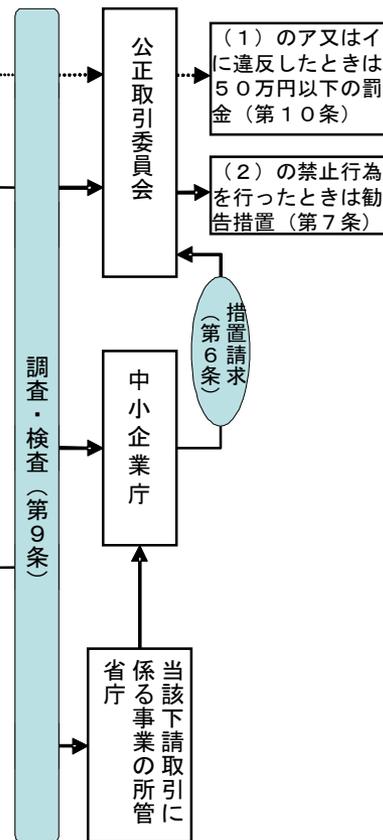
3 親事業者の義務及び禁止行為並びに勧告措置等

(1) 義務

- ア 書面の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

(2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買ったときの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 購入強制・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



下請法の運用状況①



第1表 定期調査の状況

年 度	親事業者調査(名)	下請事業者調査(名)
令和6年度	90,000	330,000
製造委託等	53,144	214,316
役務委託等	36,856	115,684
令和5年度	80,000	330,000
製造委託等	46,900	199,138
役務委託等	33,100	130,862
令和4年度	70,000	300,000
製造委託等	37,993	176,799
役務委託等	32,007	123,201

定期調査の実施

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者に対して、定期的な調査を実施することにより、違反行為の発見に努めている。

令和6年度における定期調査は、親事業者90,000名に実施し、当該親事業者と取引のある下請事業者330,000名を対象に実施した。

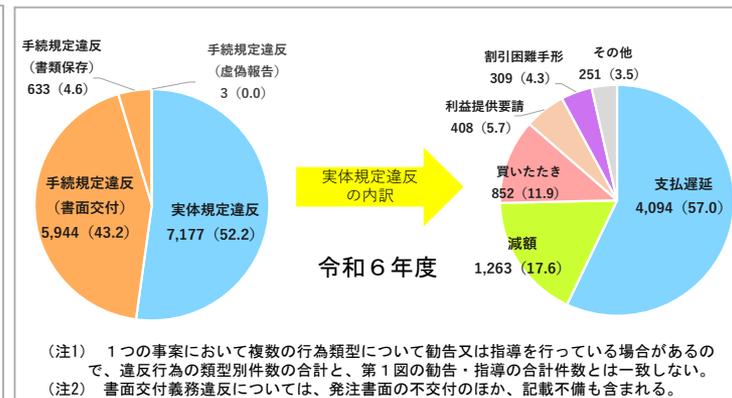
下請法違反被疑事件の処理状況

令和6年度においては、勧告21件及び指導8,230件の措置を講じている。

第1図 下請法違反被疑事件の処理件数の推移 [単位：件]



第2図 勧告・指導の行為類型別件数 [単位：件 (%)]



(注1) 1つの事業において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合がある中で、違反行為の類型別件数の合計と、第1図の勧告・指導の合計件数とは一致しない。
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

- 令和6年度において下請事業者が被った不利益について、総額13億5279万円相当の原状回復が行われた。

主な違反行為類型の内訳	減額	利益提供要請	返品	支払遅延	全違反行為類型の合計
返還等を受けた下請事業者数	1,117名	327名	119名	1,411名	3,026名
原状回復の金額	10億164万円	1億8959万円	6048万円	5678万円	13億5279万円

下請法の運用状況②勧告事件の概要（令和6年度）

令和6年度に勧告を行った件数は21件であり、違反行為類型別の内訳は、不当な経済上の利益の提供要請が11件、下請代金の減額が8件、やり直し等が2件、受領拒否が1件、返品が1件、買ったたきが1件、購入等強制が1件となっている。

（注）一つの勧告事件で複数の違反行為類型について勧告を行っている場合がある。

◇減額事件

○ 食料品等の小売業者に対する件（令和6年5月）

A社は、自らの店舗等で販売等を行う食料品等の製造又は顧客から請け負う商品等の配送を下請事業者に委託しているところ、「月次リベート」の額等を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた（下請事業者27名に対し、総額2537万4079円）。

○ 漬物製品の製造販売業者に対する件（令和6年6月）

B社は、自社が販売する漬物製品の製造を下請事業者に委託しているところ、「物流協力金」（注）の額等を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた（下請事業者6名に対し、総額988万6497円）。

（注）自社内における作業に要する費用の一部を負担させるものとして下請代金から減じていた額。

○ 食料品等の卸売業者に対する件（令和6年9月）

C社は、会員たる生活協同組合に販売する食料品等のPB商品の製造を下請事業者に委託しているところ、「特売条件」の額等を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた（下請事業者5名に対し、総額2770万9078円）。

○ 建築資材の製造販売業者に対する件（令和6年10月）

D社は、自社が販売する又は製造を請け負う建築資材の製造を下請事業者に委託しているところ、「仕入割引」（注）の額等を下請代金の額から差し引くこと等により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた（下請事業者34名に対し、総額2320万1649円）。

（注）D社が下請代金を減額する際に用いていた減額の名称。

○ 家庭用電気製品等の販売業者に対する件（令和7年2月）

E社は、自社の店舗等で販売する家庭用電気製品等の製造を下請事業者に委託しているところ、「拡売費」の額等を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた（下請事業者51名に対し、総額5億5746万8909円）。

○ 商用車用ブレーキ等の製造販売業者に対する件（令和7年3月）

F社は、自動車メーカー等から製造を請け負う商用車用ブレーキ等の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、「One Time Bonus」（注）等の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた（下請事業者9名に対し、総額6738万6092円）。

（注）F社が下請代金の額を減じる際に用いていた減額の名称。

下請法の運用状況③勧告事件の概要（令和6年度）

◇不当な経済上の利益の提供要請（金型等の無償保管要請）事件

○ 圧延用ロール、マリンチェーン等の製造販売業者に対する件（令和6年11月）

G社は、自社が販売する圧延用ロールの部品の製造に用いる金型若しくはマリンチェーンの部品又は自社の顧客から請け負った同顧客が使用する生産設備に用いる部品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に貸与している金型等を用いて製造する金型及び部品に関して、下請事業者に対し、次回以降の発注の有無又は次回以降の具体的な発注時期の見通しを示すことができないにもかかわらず、引き続き、金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者5名に対し、合計178個）。

○ 電気通信機器等の製造販売業者に対する件（令和6年12月）

H社は、自社が製造販売する電気通信機器等の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に貸与している金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者20名に対し、合計339個）。

○ ラジエーター等の熱交換器及び燃料タンク等の車体部品の製造販売業者に対する件（令和7年1月）

I社は、自社が販売する又は製造を請け負うラジエーター等の熱交換器及び燃料タンク等の車体部品（以下「本件製品」という。）及びその部品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に貸与している金型を用いて製造する本件製品及びその部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者30名に対し、合計2,389型）。

○ 自動車用ばね等の製造販売業者に対する件（令和7年2月）

J社は、自社が製造を請け負う自動車用ばね等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に貸与している金型を用いて製造する自動車用ばね等の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者24名に対し、合計608型）。

○ 自動車用エンジン等の自動車用部品の製造販売業者に対する件（令和7年2月）

K社は、自社が製造を請け負う自動車用エンジン等の自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に貸与している金型等を用いて製造する自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者5名に対し、合計415個）。

○ 標準ポンプ、カスタムポンプ等の製造販売業者に対する件（令和7年2月）

L社は、自社が販売する又は製造を請け負う製品及び製品を構成する部品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に貸与している木型等を用いて製造する製品及び製品を構成する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、木型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者176名に対し、合計8,900型）。

○ 自動車部品の製造販売業者に対する件（令和7年3月）

M社は、自社が製造を請け負う自動車部品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に貸与している金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者16名に対し、合計3,733個）。

下請法の運用状況④ 勧告事件の概要（令和6年度）

◇減額及び不当な経済上の利益の提供要請事件

○ 水栓金具等の製造販売業者に対する件（令和6年9月）

N社は、自社が販売する又は製造を請け負う水栓金具等の製造を下請事業者に委託しているところ、

- 1 「仕入割引」の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた（下請事業者10名に対し、総額470万9138円）。
- 2 下請事業者に貸与している金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型を自己のために無償で保管させるとともに、当該金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり1回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者50名に対し、合計692型）。

○ 業務用冷蔵・冷凍庫、冷蔵ショーケース等の製造販売業者に対する件（令和7年2月）

O社は、小売業者等に販売する業務用冷蔵・冷凍庫、冷蔵ショーケース等の部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、

- 1 年間を通じて適時、下請事業者と行っている価格交渉とは別に、自社の原価低減を図るためとして、下請事業者に対し、書面により「価格協力」と称する要請を行った上、次のア及びイの行為を行っていた。
 - ア 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた（下請事業者34名に対し、総額2176万2009円）。
 - イ 従前の単価から同単価に一定率を乗じて得た額又は一定額を差し引いた単価（以下「差引き後単価」という。）を設定した上で発注し、差引き後単価で算出される下請代金を支払うことにより、従前の単価で算出される下請代金と差引き後単価で算出される下請代金の差額を自己のために提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者10名に対し、総額255万944円）。
- 2 「事務手数料」と称して、電子受発注等に係るシステムの使用料及び自社が指定する納品伝票の作成費用であるとして、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた（下請事業者154名に対し、総額1622万8500円）。

◇返品及び不当な経済上の利益の提供要請（金型等の無償保管要請）事件

○ 自動車に架装する外装及び内装用の製品の製造販売業者に対する件（令和6年7月）

P社は、自社が販売する又は製造を請け負う自動車に架装（注）する外装及び内装用の製品（以下「製品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、

- 1 下請事業者から製品を受領した後、当該製品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該製品に瑕疵があることを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該製品を引き取らせていた（下請事業者65名に対し、総額5427万3356円）。
 - 2 下請事業者に貸与している金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者49名に対し、合計664個）。
- （注）自動車の外観変更や機能向上のための外装品や内装品を装着すること。

下請法の運用状況⑤ 勧告事件の概要（令和6年度）

◇やり直し等事件

○ ラベル等の印刷物の製造販売業者に対する件（令和6年6月）

Q社は、食品製造業者等から製造を請け負う食品容器に貼付するラベル、パッケージ等のデザインの作成を下請事業者に委託しているところ、下請事業者が作成したデザインについて、給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後に自社の顧客である食品製造業者等からやり直しの依頼があったことを理由として、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、合計24,600回のデザインのやり直しを無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者36名に対し、総額984万円）。

○ 「VTuber動画」の作成業者に対する件（令和6年10月）

R社は、インターネットを通じて配信するいわゆる「VTuber動画」等に用いるイラスト、動画用2Dモデル又は動画用3Dモデルの作成を下請事業者に委託しているところ、下請事業者の給付を受領した後に、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者23名に対し、合計243回）。

◇買ったたき事件

○ 出版業者2社に対する件（令和6年11月）

S社及びT社は、月刊誌の発行事業において、同雑誌の記事作成及び写真撮影業務を下請事業者に委託しているところ、S社は下請事業者と十分な協議を行うことなく、当該業務の発注単価を従前の単価から約6.3パーセントないし約39.4パーセント引き下げることを一方的に決定し、当該引下げ後の単価を適用していた。

また、T社は、当該雑誌の発行事業をS社から承継した後、発注単価について下請事業者と十分な協議を行うことなく、S社が当該承継前に一方的に決定した単価をそのまま適用していた。

◇購入・利用強制事件

○ 冠婚葬祭式の施行業者に対する件（令和7年3月）

U社は、業として消費者から請け負う結婚式の施行に係るブライダルビデオの作成又は業として作成し自ら使用する葬祭式の施行に係るメモリアルビデオの作成及び業として消費者から請け負う冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け、音響操作等の実施を下請事業者に委託しているところ、おせち料理及びディナーショーチケット（以下「おせち料理等」という。）を販売するに当たり、あらかじめ、従業員の所属部署、役職又は冠婚葬祭式場等ごとに販売目標数量を定めて販売活動を行っており、当該販売目標数量を達成するため、下請事業者の給付の内容と直接関係ないにもかかわらず、下請事業者との取引に係る交渉等を行う発注担当者等から、おせち料理等の購入を要請し、また、当該要請を断るなどした一部の下請事業者に対しては、再度購入を要請した上で、下請事業者におせち料理等を購入させていた（購入させた額は、下請事業者23名に対し、総額272万円）。

◇受領拒否及び不当な経済上の利益の提供要請事件

○ 洋菓子等の製造販売業者に対する件（令和7年3月）

V社は、自社の店舗等で販売する洋菓子等の包装資材及び原料（以下「本件商品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、

- 1 本件商品の製造を委託するに際し、本件商品を納入することができる状態にする期日を仕上日として定め、仕上日以降、必要に応じて下請事業者に対し納入を指示することにより、下請事業者の給付を受領する方法を採っており、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者に製造を委託した本件商品について、仕上日を経過しているにもかかわらず、いまだその一部を受領していない（下請事業者11名に対し、総額2382万9854円）。
- 2 下請事業者の仕上日を経過しているにもかかわらず、下請事業者に対し、前記1の受領していない本件商品を自己のために無償で保管等させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

下請法の運用状況⑥その他の下請法違反の実例（令和6年度）

○ 買ったたきに関連するもの

令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられた。また、令和6年5月27日、公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準を改正し、協議を経ない取引価格の据置き等についての下請法における考え方の明確化を行うなど、適正な価格転嫁が行われる取引環境の整備に取り組んできた。

<違反実例>

楽器等の製造及び修理を下請事業者に委託している製造販売業者は、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者との価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

○ その他の行為類型の違反実例

◇受領拒否事件

画像収集業務等を下請事業者に委託している事業者は、下請事業者に対し、あらかじめ検査基準を記載した発注書面を交付せず、検査基準を明確にしていなかったにもかかわらず、下請事業者から受領したデータの一部を不合格とし、受領しなかった。

◇支払遅延事件

婦人服等のPB商品の製造を下請事業者に委託している製造販売業者は、下請事業者との間で締結している取引基本契約書において、下請代金の支払期日について、毎月末日締切、締切後90日以内に支払う旨等を定め、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。

下請取引の適正化及び企業間取引の公正化への取組

積極的な普及・啓発

< 下請法及び優越的地位の濫用規制に係る講習 >

① 下請取引適正化推進講習

毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同での広報活動のほか、下請法に関する「下請取引適正化推進講習」を実施

令和6年度：下請取引適正化推進講習動画をウェブ上で公開



〈講習動画〉

③ 応用講習

下請法等に関する基礎知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「応用講習」を実施

令和6年度：応用講習動画をウェブ上で公開



〈講習動画〉

② 基礎講習

下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象として、下請法等の基礎的な内容の説明を行う「基礎講習」を実施

令和6年度：基礎講習動画をウェブ上で公開のほか、講習会37回開催



〈講習動画〉

④ 業種別講習

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制の違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい例を用いて説明を行う「業種別講習」を実施

令和6年度：物流特殊指定に係る講習動画及びソフトウェア業に係る講習動画をウェブ上で公開



物流特殊指定 〈講習動画〉



ソフトウェア業

相談等へのきめ細かな対応、団体への要請等

公正取引委員会は、年間を通して、下請法及び優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けており、令和6年度は、22,956件に対応した。また、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を設置し、令和3年10月1日からフリーダイヤル化している。そのほか、以下の取組を実施

中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催

「取引改善のススメ」をテーマとして、受託事業者に労務費転嫁交渉指針の積極的な活用を促すための「出張！トリテキ会議」と称する会合を全国各地で開催

令和6年度：24回

コンプライアンス確立のための積極的支援

事業者等からの相談対応に加えて下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣。本年度は勧告名宛人が属する業界団体向けにも派遣して自主点検を促した。

令和6年度：237回

親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

年末の金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、令和6年11月15日、下請法違反行為が行われることがないよう、関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって要請

取引状況の的確な把握

「下請取引等改善協力委員」

下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱（定員：153名）。令和6年度においては7月以降下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を実施

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①
(令和5年11月29日公表 内閣官房・公正取引委員会)
**本指針
の性格**

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動
★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと**。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**次頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。**

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること**。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管**すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針③
(令和5年11月29日公表 内閣官房・公正取引委員会)



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会) 別添

価格交渉の申込み様式(例)

御見積書

(発注者) 御中

〇年〇月〇日

(受注者)

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名 (例: 業務名、品番、件名)

合計金額 円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計を作成

内訳

1 原材料価格 (素材費、部品購入費等)

(例)

	単価	数量	金額	(備考) 旧単価 (円) / 単価上昇率 (%)
材料・品番				
...				
小計			円	

2 エネルギーコスト (電気代、ガス代、ガソリン代等)

(例)

	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	(備考) 単価上昇率 (%)
電気代					
...					
小計				円	

3 労務費 (定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)

(例1)

改定前の労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績 (定期昇給、ベースアップ、法定福利費等) に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額
円		円 %	円

(例2)

現在の労務費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
円/人・日	人・日	%	円

小計 円

4 その他

(例) 設備償却費、保管料、輸送費等

小計 円

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ホーム 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下請法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申告・情報 手続等窓口

ホーム > 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月27日:内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会)及び「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」(令和5年3月1日)に関する公正取引委員会の取組をまとめています。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を策定しました。

- 令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について
- 令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」
- 別添 (価格交渉の申込み様式(例))

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ホーム 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下請法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申告・情報 手続等窓口

ホーム > 独占禁止法 > 法令・ガイドライン等(独占禁止法) > 運用基準関係 > 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

PDF版はこちら (PDF: 678KB)
別添 (価格交渉の申込み様式(例)) はこちら

はじめに

原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である。その際、労務費の適切な転嫁が不可欠である。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要

令和6年度調査の概要

【通常調査（書面）】（対象事業者数 110,000名）

- ・ 受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- ・ 令和5年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- ・ 労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

【令和5年度調査における注意喚起対象8,175名に対するフォローアップ調査（書面）】

- ・ 注意喚起対象8,175名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【事業者名公表10名に対するフォローアップ調査】

- ・ 令和5年度に事業者名公表の対象となった10名（事業者名公表10名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【労務費転嫁交渉指針に基づく積極的な取組に関する調査】

- ・ 労務費転嫁交渉指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者87名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

書面調査の結果を踏まえた立入調査
（369件実施）

- 労務費転嫁交渉指針を知っていたと回答した発注者のうち同指針に沿った行動をしていなかった9,388名に、注意喚起文書を送付。
- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者6,510名に、注意喚起文書を送付。

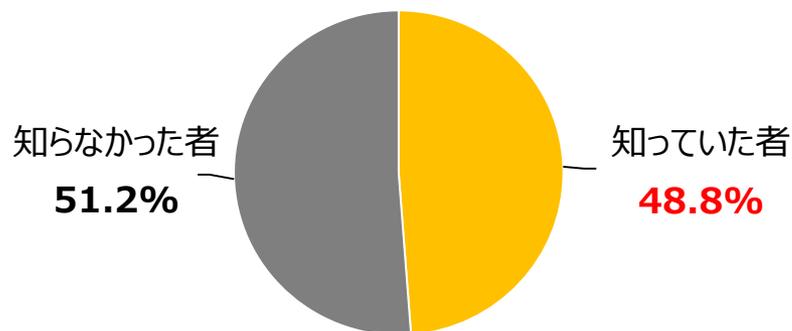
- 労務費転嫁交渉指針上の発注者及び受注者が採るべき行動ごとに、他の事業者の参考となる取組を紹介。

＜受注者における取組事例＞ ①都道府県労働局に赴き、価格交渉の際に活用できる数値・資料等について相談した上で、価格改定の依頼文書に最低賃金の引上げ状況を盛り込み、発注者と交渉を行った、②交渉時に発注者に対して労務費転嫁交渉指針を提示し、積極的に労務費転嫁の要請を行うなどし、交渉の結果、取引価格の引上げが実現した 等

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果①

- **労務費転嫁交渉指針の認知度について、「知っていた者」は約50%と道半ば。他方、労務費転嫁交渉指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられる。**

《労務費転嫁交渉指針の認知度》（注1）

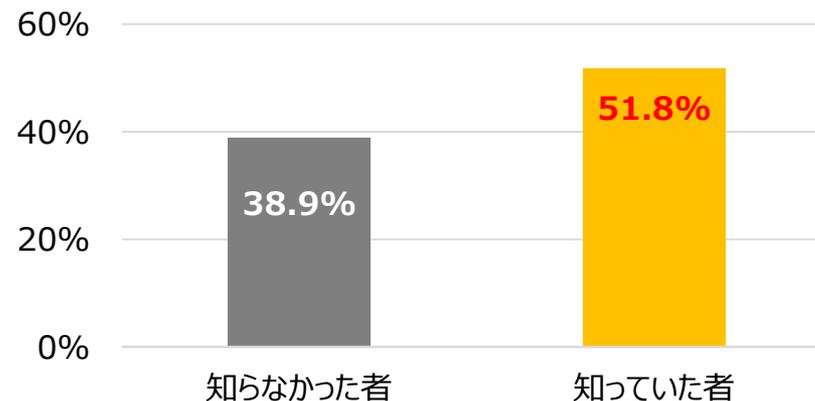


（注1）発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁交渉指針について「知っていた」か否かの割合。

- ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を都道府県別にみると、東京都、神奈川県、愛知県、栃木県及び大分県では50%を超え、青森県、岩手県、和歌山県及び沖縄県では40%を下回っており、地域ごとに差がある。
- ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を業種別（注2）にみると、上位5業種は、放送業（74.1%）、輸送用機械器具製造業（**67.0%**）、石油製品・石炭製品製造業（60.5%）、鉄鋼業（59.9%）及び情報通信機械器具製造業（59.6%）
下位5業種は、酪農業・養鶏業（農業）（27.5%）、自動車整備業（**29.4%**）、飲食料品小売業（30.2%）、印刷・同関連業（**35.2%**）及び家具・装備品製造業（**36.1%**）

（注2）下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》（注3）



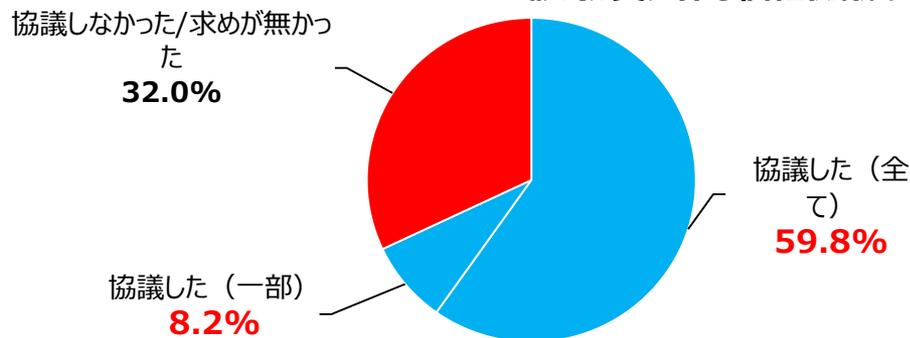
（注3）受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁交渉指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

- ✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁交渉指針の認知・不知別にみると、**知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より12.9ポイント高い。**
- ✓ **労務費重点21業種のほとんど全て**においても同様に、**労務費転嫁交渉指針を知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より高い。**

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果②

- **労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。**
- **労務費の転嫁率は令和5年度調査より上昇している。**他方、労務費の転嫁率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、**製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階が遡るほど、労務費の転嫁率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。**

《労務費に係る価格協議の状況》（注1）



✓ **全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は59.8%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると68.0%）。**

（注1）発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《コスト別の転嫁率》（注2）

（受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合）

コスト種別	令和5年度調査	令和6年度調査
労務費	45.1%	62.4% (17.3%上昇)
原材料価格	67.9%	69.5% (1.6%上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9% (13.8%上昇)

《サプライチェーンの段階別の労務費の転嫁率》（注2）

サプライチェーンの段階	令和5年度調査	令和6年度調査
需 要 者 ⇒ 製造業者等	47.7%	66.5% (18.8%上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	44.8%	61.0% (16.2%上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	39.3%	56.1% (16.8%上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	35.4%	49.2% (13.8%上昇)

（注2）この転嫁率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

令和6年度調査で明らかとなった課題と今後の取組

明らかとなった課題

- 労務費転嫁交渉指針の認知度が約50%にとどまっているところ、同指針を知らなかった事業者において労務費の価格転嫁が低調である。
- 労務費の転嫁率は、サプライチェーンの段階が遡るほど低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。
- サービス業のサプライチェーンにおいて、サービス提供者（元請）や各段階の受注者がその先の取引先受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となるサービス提供者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない状況がうかがわれる。
- 通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付件数の割合の低下が緩やかになっており、依然として協議を経ずに取引価格を据え置いている発注者が存在する。

今後の取組

【労務費転嫁交渉指針及び独占禁止法Q&Aの普及・啓発】

- 令和6年度調査の結果、労務費転嫁交渉指針の認知度は約50%であったことなどを踏まえ、より一層の労務費の転嫁円滑化が促進するよう、事業所管省庁とも連携し、地方版政労使会議の機会も活用しながら同指針を更に周知。あわせて、他のコストの転嫁円滑化も促進するよう、独占禁止法Q&Aの考え方も周知。

【独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書送付の対象となった発注者及び事業者名公表10名への対応】

- 注意喚起対象8,175名のうち再度注意喚起文書送付の対象となった発注者2,357名に対し、個別に、独占禁止法Q&Aや労務費転嫁交渉指針の考え方を説明し、改めて注意を喚起。そのうち、令和4年度調査から3年度連続で受注者との協議を経ずに取引価格を据え置いていたと回答し注意喚起文書送付の対象となった発注者63名について、追加で立入調査を実施。また、令和6年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者（独占禁止法Q&A関係6,510名及び労務費転嫁交渉指針関係9,388名）に対し、令和7年度に実施する価格転嫁円滑化に関する調査においてフォローアップ調査を実施。
- 事業者名公表10名について、今後の価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果等を個別に説明。

【事業者名の公表に係る方針に基づく個別調査の実施】（注1）

- 「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」（令和5年11月8日公表）に基づき、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第43条の規定に基づきその事業者名を公表する方針で、個別調査を実施中。

【労務費転嫁交渉指針及び価格転嫁円滑化に関する調査の継続実施】

- 令和6年度調査において、労務費転嫁交渉指針を認知しているにもかかわらず同指針に沿った行動を採っていない発注者が相当数みられたことから、令和7年度においても、同指針のフォローアップや労務費の上昇分の価格転嫁の状況等について調査を実施。

【優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行】

- 労務費重点21業種や、多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる業種について、積極的に端緒情報を収集するとともに違反被疑事件の審査等を行い、独占禁止法や下請法上問題となる事案については、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告等の厳正な法執行を行う。

【適切な価格転嫁のサプライチェーン全体での定着（事業所管省庁との連携等による下請法執行強化）】（注2）

- 新たな商慣習としてサプライチェーン全体での適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における取引価格の据置きや荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行強化のための当該省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討して早期の国会提出を目指す。

（注1）令和7年3月14日、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者3名について、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表

（注2）「企業取引研究会」において取りまとめ・公表された研究会報告書を踏まえ、令和7年3月11日、下請法改正案を国会に提出

下請法改正に向けた検討の経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2024」 (抜粋)

(令和6年6月閣議決定)

このため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、**下請法改正の検討等を行う。**

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」 (抜粋)

(令和6年6月閣議決定)

また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、**下請代金法の改正についても、検討する。**

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (抜粋)

(令和6年11月閣議決定)

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、**下請法について**、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、**改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。**

「企業取引研究会」 (座長：神田秀樹東京大学名誉教授)

(令和6年7月～12月)

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討 (公正取引委員会・中小企業庁の共催)
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
- 計6回の会合を開催し、**令和6年12月25日に研究会報告書を取りまとめ・公表**

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

目的

働き方の多様化が進展する中で、個人として業務を受託する事業者（フリーランス）が安定的に業務に従事する環境を整備するため、フリーランスに係る取引の適正化と就業環境の整備を図る

概要

「特定業務委託事業者」

：組織（従業員を使用する）

※「従業員」には短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない

業務委託

「特定受託事業者」

：個人（従業員を使用しない）

取引の適正化

○ 特定業務委託事業者の義務

① 取引条件の明示 ※ 1

② 期日における報酬の支払

（原則受領日から60日以内のできる限り短い期間内）

※ 1 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様。

○ 特定業務委託事業者の禁止行為 ※ 2

① 受領拒否

⑤ 購入・利用強制

② 報酬の減額

⑥ 不当な経済上の利益の提供要請

③ 返品

⑦ 不当な給付内容の変更、やり直し

④ 買ったたき

※ 2 1か月以上の業務委託である場合

就業環境の整備

○ 特定業務委託事業者の義務

① 募集情報の的確表示

② 育児介護等と業務の両立に対する配慮 ※

③ ハラスメント対策に関する体制整備

④ 中途解除等の事前予告、理由開示 ※

※ 6か月以上の業務委託である場合

○ 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告、命令、公表をすることができる

フリーランス
との取引が多い
業種を集中的に
調査

ゲームソフトウェア業

アニメーション制作業

リラクゼーション業

フィットネスクラブ

調査の結果

45名の事業者に対して、
契約書や発注書の記載、発注方法、支払期日の定め方等の是正
を求める指導を行った。

<指導の対象となった事例>

- ゲームソフトウェア業** オンラインゲームのイラスト制作の委託取引
→ 給付を受領する期日及び報酬の額を明示していなかった【取引条件の明示義務】
- アニメーション制作業** アニメーション作品の制作業務の全部又は原画の作成、音響演出等の委託取引
→ 検査完了日並びに報酬の額及び支払期日を明示していなかった【取引条件の明示義務】
- リラクゼーション業** 整体施術の業務の委託取引
→ 役務の提供を受ける期日及び場所を明示していなかった【取引条件の明示義務】
報酬の支払期日を「翌月10日まで」と記載し具体的な期日を特定していなかった【期日における報酬支払義務】
- フィットネスクラブ** グループレッスン業務の委託取引
→ 業務委託の開始後に取引条件の明示を行っており、明示を直ちに行っていなかった【取引条件の明示義務】
- フィットネスクラブ** SNSの動画等の投稿業務の委託取引
→ 報酬の支払期日を「請求書受領月の翌月末日」と設定していた【期日における報酬支払義務】

インボイス制度への対応

令和5年10月のインボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）の導入に際して想定される独占禁止法や下請法上の問題についての考え方をQ&A（Q1からQ7までの7問）の形で明らかにした（令和4年1月19日関係省庁連名で公表、同年3月8日改正。）。

独占禁止法等において問題となる行為に係るQ7の概要は以下のとおり。

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1	取引対価の引下げ	取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。
2	商品・役務の成果物の受領拒否等	取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。
3	協賛金等の負担の要請等	取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用として問題となります。
4	購入・利用強制	取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。
5	取引の停止	事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。
6	登録事業者となるような恣意等	課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

公正取引委員会ホームページ上に「インボイス制度関連コーナー」を設け、インボイス制度への対応に関するQ & Aや相談窓口などを掲載（<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>）



不当廉売への対処

事業者が効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得することは、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、公正な競争秩序に悪影響を与えるときは、不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

考え方の明確化

事業活動の中でどのような行為が実際に違反となるかを具体的に示した指針(ガイドライン)を作成。

- ・不当廉売に関する独占禁止法上の考え方(平成21年12月)
- ・酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について(平成21年12月)
- ・ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について(令和4年11月)
- ・家庭用電気製品の流通における不当廉売、差別対価等への対応について(平成21年12月)

流通実態調査

小売業者の不当廉売の問題の背景にあると考えられる製造業者と取引先との取引における問題について明らかにするため、流通実態調査を実施。

- ・ガソリン:平成25年7月及び平成28年4月公表

違反事件の処理

不当廉売注意事案数(迅速処理によるもの)

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
令和4年度	37	151	0	4	192
令和5年度	29	233	0	55	317
令和6年度	18	186	1	48	253

最近の不当廉売事案

事 例	概 要
沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村において給油所を運営する石油製品小売業者に対する件(令和6年11月)	永山石油(株)及びエッカ石油(株)の2社は、それぞれ、沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村に所在する給油所において、令和6年2月1日から同年6月30日までのうちの一定期間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。

公正取引委員会は、様々な分野に関する実態調査を積極的に行っており、実態調査において把握した事実等に基づき、独占禁止法・競争政策上の問題点・論点を指摘して、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促すことや、制度所管官庁による規制や制度の見直しなどを提言することを通じ、競争環境の整備を図っている。

※ 令和2年以降に公表した主な実態調査（現在実施中も含む。）を記載している。

デジタル

- コネクテッドTV及び動画配信サービス等（R6.3公表）
- クラウドサービス分野（R4.6公表）
- ニュースコンテンツ配信分野（R5.9公表）
- デジタル広告分野（R3.2公表）
- モバイルOS等（R5.2公表）
- 飲食店ポータルサイト（R2.3公表）

デジタルプラットフォーム関連

- フィンテックを活用したサービス
 - ・家計簿サービス（R2.4公表）
 - ・QRコード等を用いたキャッシュレス決済（R2.4公表）
 - ↓
 - ・フォローアップ（R5.3公表）
- 検討会・データ市場（R3.6公表）
- 研究会・アルゴリズム/AI（R3.3公表）

- 生成AI（調査中）⇒ 57～59頁参照
- 官公庁における情報システム調達（R4.2公表）
- 共通ポイントサービス（R2.6公表）

コンテンツ

- 音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等（R6.12公表）⇒ 60～61頁参照
- 映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境（調査中）

ソフトウェア

- ソフトウェア業の下請取引等（R4.6公表）

- 新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等（R4.1公表）

スタートアップ

- スタートアップの取引慣行（R2.11公表）

- クレジットカードの取引（R4.4公表）

金融

小売

- コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等（R2.9公表）

飲食料品

- フードサプライチェーンにおける商慣行（調査中）⇒62頁参照

電気通信

- 携帯電話端末の廉価販売（R5.2公表）
- 携帯電話市場における競争政策上の課題（R3.6公表）

電力

- 電力（卸分野）（R6.1公表）

グリーン

- 使用済みペットボトルのリサイクル（R5.10公表）
- 電気自動車（EV）充電サービス
 - ・第一次（R5.7公表）
 - ・第二次（R6.5公表）⇒ 63～65頁参照

1. 事件審査関係

※社名等一部略称。

- Google LLCから申請があった確約計画の認定 (R6.4)
- Google LLCによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集 (R5.10)
- アマゾンジャパンによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び出品者からの情報・意見の募集 (R6.10)
- MCデータプラスに対する排除措置命令 (取引妨害) (R6.12)
- エキスペディア・ロジック・パートナー・サービシーズ・サールから申請があった確約計画の認定等 (R4.6)
- Booking.com B.V.から申請があった確約計画の認定等 (R4.3)
- アップルに対する独占禁止法違反被疑事件の処理 (R3.9改善措置の実施を確認し審査を終了)

2. 企業結合審査関係

※括弧内は公表日又は9条通知日

- シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収 (R7.3)
- TBSホールディングスによるU-NEXTの株式取得 (R6.7)
- ゼンリン及びアイシンによるトヨタマップマスターの株式取得 (R6.7)
- アマゾン・ドット・コム・インク及びアイロボット・コーポレーションの統合 (R6.1)
- アドビ・インク及びフィグマ・インクの統合 (R5.12)
- マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合 (R5.3)
- セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合 (R3.7)
- グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合 (R3.1)
- Zホールディングス及びLINEの経営統合 (R2.8)

3. ガイドライン関係

- 「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用」に関する独占禁止法上の考え方」の策定 (R1.12)
- デジタル分野の企業結合案件に的確に対応するため「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」の改定 (R1.12)

4. 実態調査関係

- 生成AIを巡る競争に関するディスカッションペーパー (R6.10)
- コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査報告書 (R6.3)
- ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書 (R5.9)
- フィンテックを活用したサービスに関するフォローアップ調査報告書 (R5.3)
- モバイルOS等に関する実態調査報告書 (R5.2)
- ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告書 (R4.6)
- クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書 (R4.6)
- 官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書 (R4.2)
- デジタル広告分野に関する実態調査報告書 (R3.2)
- 共通ポイントサービスに関する実態調査報告書 (R2.6)
- 家計簿サービス等に関する実態調査報告書及びQRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書 (R2.4)
- 飲食店ポータルサイトに関する実態調査報告書 (R2.3)
- オンラインモール・アプリストアに関する実態調査報告書 (R1.10)

5. 研究会・検討会関係

- スマホソフトウェア競争促進法の施行に向けた有識者検討会 (R6.9～)
- データ市場に係る競争政策に関する検討会 (R3.6報告書公表)
- アルゴリズム/AIと競争政策に関する研究会 (R3.3報告書公表)
- 業務提携に関する検討会 (R1.7報告書公表)

スマホソフトウェア競争促進法の概要

背景・趣旨

- スマートフォンが急速に普及し、国民生活及び経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）の提供等を行う事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態である。
- 特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、これらの市場については、新規参入等の市場機能による自発的是正が困難であり、また、独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するとの課題があることから、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。
- こうした状況を踏まえ、スマートフォンの特定ソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境を整備する必要がある。

法律の骨子

（1）規制対象事業者の指定

公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模（※政令：年度における各月の平均利用者数4000万人）以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定する。

（2）禁止事項及び遵守事項の整備（事前規制）

特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して、一定の行為の禁止（禁止事項）や、一定の措置を講ずる義務付け（遵守事項）を定める。

（3）規制の実効性確保のための措置

指定事業者による規制の遵守状況に関する報告、関係事業者による情報提供、関係行政機関との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令、課徴金納付命令等の規定を整備する。

（4）施行期日

公布の日から起算して1年6月（※令和7年12月18日）を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、（1）に係る規定は令和6年12月19日施行）。

指定事業者が取得したデータの不当な使用の禁止【第5条】

アプリ事業者に対する不当に差別的な取扱いや不公正な取扱いの禁止【第6条】

他のアプリストアの提供妨害の禁止

- アプリストアについて、自社のものに限定するなど、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならない。（※ウェブサイトからのアプリの直接のダウンロードを許容することまでは義務付けない）【第7条第1号】

※ただし、セキュリティ、プライバシー、青少年保護等のために必要な措置であって、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合、当該措置を講じることができる（正当化事由）。

禁止事項

モバイルOSにより制御される機能の利用妨害の禁止

- OSにより制御される機能について、他の事業者が、指定事業者がアプリにおいて利用する場合と同等の性能で利用することを妨げてはならない。【第7条第2号】※正当化事由あり

指定事業者以外の課金システムの利用制限の禁止

- 他社の課金システムを利用しないことを条件とするなど、他社の課金システムを利用することを妨げてはならない。【第8条第1号】※正当化事由あり

アプリ内でのユーザーへの情報提供制限の禁止

- アプリにおいて、ウェブサイトで販売するアイテム等の価格や、ウェブサイトに誘導するリンクを表示することを制限してはならない。
- ウェブサイトにおけるアイテム等の販売を妨げてはならない。【第8条第2号】※正当化事由あり

指定事業者以外のブラウザエンジンの利用妨害の禁止【第8条第3号】※正当化事由あり

検索結果の表示における自社のサービスの優先表示の禁止【第9条】

データの管理体制等の開示義務【第10条】

データ・ポータビリティのツール提供の義務付け【第11条】

指定事業者のサービスのデフォルト設定の簡易な操作による変更、他の同種のサービスの選択肢を示す選択画面の表示【第12条第1号、第2号】

OS・ブラウザの仕様変更等の開示義務等【第13条】

遵守事項

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会」の開催

スマートフォンが急速に普及し、国民生活や経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェア（以下「特定ソフトウェア」という。）について、**セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境の整備を行うため、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律**が令和6年6月に公布された。

同法の施行に向けて、**セキュリティの確保や青少年の保護等を図りつつ、特定ソフトウェアに係る競争を促進する観点から、政令又は公正取引委員会規則で定めることとされている事項及びガイドラインの内容**について検討を行うことなどを目的として開催

〈検討会委員〉

座長 石井 夏生利	中央大学国際情報学部 教授	仲上 竜太	一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会技術部会長
依田 高典	京都大学大学院経済学研究科 教授	日高 正博	一般社団法人DroidKaigi 代表理事
上沼 紫野	LM虎ノ門南法律事務所 弁護士 一般社団法人安心ネットづくり促進協議会 理事	増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長
川濱 昇	追手門学院大学法学部 教授	榎田 佳江	板橋区立高島第二小学校 校長
伊永 大輔	東北大学大学院法学研究科 教授	山田 香織	フレッシュフィールズ法律事務所・フレッシュフィールズ外国法 事務弁護士事務所（外国法共同事業）パートナー弁護士
滝澤 紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授		

規制対象事業者の指定

〈令和7年3月31日公表〉

	1	2	3
指定した事業者の名称	Apple Inc. (注)	iTunes株式会社 (注)	Google LLC
当該指定に係る 特定ソフトウェアの種類	モバイルOS、アプリ ストア、ブラウザ	アプリストア	モバイルOS、アプリストア、 ブラウザ、検索エンジン

(注) Apple Inc.とiTunes株式会社は、
共同してアプリストアを提供している。

施行に向けたスケジュール

〈令和7年〉

1月	3月	5月～6月	7月目途	7月～12月	年末
有識者検討会 グローバルフォーラムの 開催	規制対象事業者の 指定	政令、規則、 ガイドラインの パブリックコメント	政令、規則、 ガイドラインの 成案の公表	法律の周知、広報 事業者相談窓口の 設置	全面施行 (※12月18日までの 政令で定める日)

生成AI関連市場の特性等について

- 生成AIは世界的なブームとなっており
今後、市場は更に拡大・成長

日本における生成AI市場規模*



*一般社団法人電子情報技術産業協会「注目分野に関する動向調査2023」、2023年、1頁を基に公正取引委員会作成

- 生成AIの普及・発展にはメリットとデメリットの両方が存在

新たなイノベーションを 生み出すポテンシャル

- ✓ ビジネスの革新、新たなビジネスモデルの創出を促す可能性
- ✓ 事業者の生産性の向上や多様なサービスの提供等、経済・社会に様々な便益をもたらす



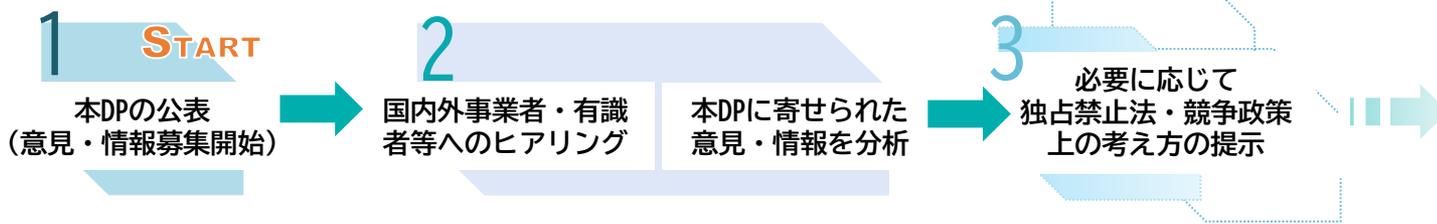
潜在的リスク

- ✓ 著作権侵害、偽・誤情報などが社会を不安定化・混乱させるリスク
- ✓ 競争政策上の観点からの潜在的リスク等

我が国の生成AI関連市場における公正かつ自由な競争環境を維持し、生成AIの持続的な進展を確保することにより、更なるイノベーションを生み出す観点から、また、生成AIを健全な形で経済社会に実装させる観点も踏まえ、国内外の動向を含め、まずは実態を把握するとともに、想定される独占禁止法・競争政策上の論点を整理することが重要。

生成AI関連市場に関する実態調査の進め方

- 国内外の動向を含め、変化が速く成長著しい生成AI関連市場の実態を把握するための調査を開始することとし、まずは、本ディスカッションペーパー(DP)「生成AIを巡る競争」を公表。

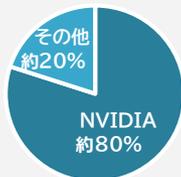


現状の生成AI関連市場の流動的な状況を踏まえ、アジャイルに迅速かつ柔軟な方法で調査を進め、適時に事実関係を整理し、必要に応じて、独占禁止法・競争政策上の考え方を示していくこととしている。

1 インフラストラクチャー：生成AIを支える市場

■ 計算資源(GPU等)※本DPでは、半導体チップに限定して説明。

- ✓ 生成AIモデルの開発には、半導体チップであるGPUの使用が重要。GPU市場では、NVIDIAが約80%のグローバル市場シェアを有している。



- ✓ 国内事業者もGPU獲得競争を行いつつ、独自の半導体チップの開発に当たり、電力効率性や価格設定等に活路を見いだそうとしている。

■ データ

- ✓ 生成AIモデルの開発には大量の学習データが必要であるが、データの利用に関する著作権等の制約があり、国内事業者は学習データの取得に慎重との指摘もある。
- ✓ 国内事業者は、日本語に特化した生成AIモデルであれば、ビッグテック企業等が開発する生成AIモデルよりも優れたものが開発できる可能性がある。

■ 専門人材

- ✓ 生成AIの開発には高度専門人材が必要であるが、その獲得が難しく高度専門人材が生成AIの開発のボトルネックとの指摘がある。
- ✓ ビッグテック企業は資金力が豊富なため、当該企業に高度専門人材が集中しやすいことから、国内事業者において限られた高度専門人材を獲得することはハードルが高いとの指摘もある。

2 モデル：生成AIモデルの開発が行われる市場

- ✓ テキスト生成・処理を行う言語に特化した生成AIモデルである大規模言語モデルは、国内外で活発に開発競争が行われている。
- ✓ 国内事業者は、日本語特化型や特定の業界や用途に特化した特化型の開発が進められる傾向にあるとの指摘もある。

3 アプリケーション：生成AIプロダクトの開発及び提供

- ✓ 生成AIプロダクトは、オープンソース/クローズドソースや自社開発の生成AIモデルを使用して開発され、幅広い業種で利用されている。
- ✓ ビッグテック企業等も生成AIプロダクトを提供しており、既存のデジタルサービスとAPI接続を通じた機能統合を行う動きが生まれている。

4 その他：各レイヤーにまたがる事項や特性

(1)クラウドサービス

- 大半の生成AI開発事業者は独自の計算資源を有さず、ビッグテック企業等が提供するクラウドサービスを利用して開発を行っている。

(2)開発環境等の切替え・移行

- 生成AIモデルの開発環境を別の環境に切り替える際、システム再構築のコストが発生し切替えに躊躇するとの指摘や、クラウドサービスの切替えは移行が困難になる場合があるとの指摘もある。

(3)オープンソース/クローズドソース

- オープンソースは、新規参入事業者の参入障壁を下げることに加え、誰でも技術仕様を確認・改良できるため、技術の進展が加速しやすい。クローズドソースは、技術仕様が開示されず、企業等が利用を管理しやすく、悪用のリスクが低くなる。競争政策の観点から、いずれが望ましいかは一概にいえないが、多様な選択肢が確保されていることが重要である。

(4)パートナーシップ

- 生成AI関連市場では、事業者間のパートナーシップが活発に行われており、特にビッグテック企業とスタートアップ企業との連携が進んでいる。パートナーシップについては、競争を高める可能性がある一方、競争を弱める可能性の指摘もある。

▶ 項目ごとに意見・情報募集のための問を設定

生成AIを巡る独占禁止法・競争政策上の論点

- 生成AI関連市場の状況を踏まえ、下記1～5の論点を整理。下記1～5の論点は、あくまで今後の議論に資することを目的とするもので、現時点で問題を示しているものではなく、何ら結論に予断を与えるものではない。

1 アクセス制限 ・他社排除

(例) 生成AIの開発に必要なGPUやデータなどは、一部の大手企業が有力な地位を有している状況にあり、アクセス制限や他社排除が行われると、新規参入の機会が失われるなど、競争に影響を及ぼす可能性がある。

2 自社優遇

(例) 生成AIモデルの提供事業者が、推論結果において、自社が提供する商品やサービスが他の商品やサービスと比べて有利に出現するように当該生成AIモデルを開発する場合には、当該商品やサービスに係る競争に影響を及ぼす可能性がある。

3 抱き合わせ

(例) あるサービスにおいて有力な地位を有する事業者が、当該サービスを提供する条件として、自社の生成AIモデルの使用を抱き合わせて提供する場合には、生成AIモデルに係る競争に影響を及ぼす可能性がある。

4 生成AIを用いた並行行為

(例) 生成AIによる価格調査等により価格競争が活発になる場合がある一方、基礎となるデータやアルゴリズムが一致することにより、価格戦略、生産目標等が同一又は類似する状況が想定され、競争に影響を及ぼす可能性がある。

5 パートナーシップによる高度専門人材の獲得

(例) 高度なスキルを有する専門人材の囲い込みを企図し、パートナーシップを締結することによって、実質的に事業譲渡と同様の効果を生じさせる場合には、競争に影響を及ぼす可能性がある。

▶ 項目ごとに意見・情報募集のための問を設定

音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書① (令和6年12月26日公表)



調査趣旨

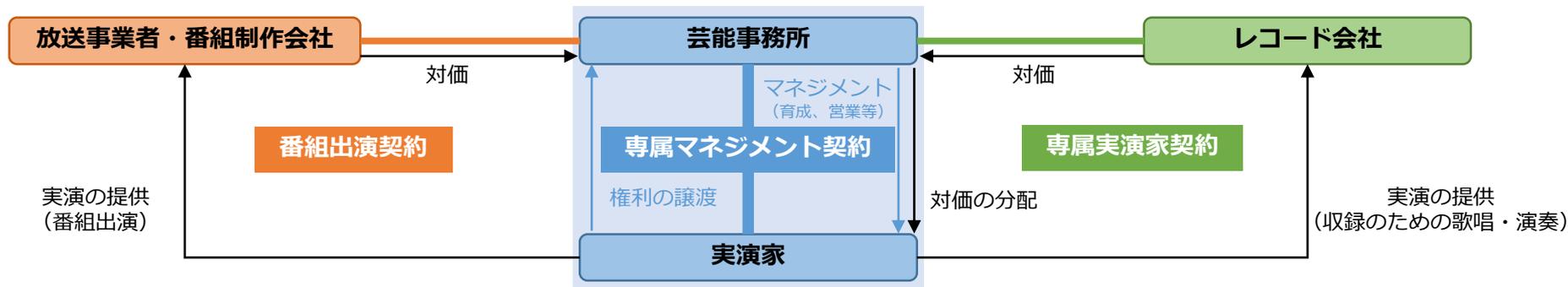
- アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といったコンテンツは、我が国の誇るべき財産であり、我が国のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される環境を整備するため、**クリエイターへの適切な収益還元を阻害する取引関係等の是正に着手する必要がある**との指摘がある。
- **コンテンツ産業活性化戦略**（令和6年6月21日閣議決定「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」において策定・明記）において、「コンテンツ産業については、個人の創造性に重点が移りつつあることに鑑み、公正取引委員会の協力の下、**優越的地位の濫用等を防止し、個人を守ることに力点を置いて、音楽・放送番組の分野の取引慣行等について実態調査を行う**」うとされた。
- **クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため**、音楽・放送番組等の実演家（アーティスト、俳優、タレント等）とその所属する芸能事務所との契約等について本調査を実施。

調査方法

- 芸能事務所へのアンケート調査（2,628名（回答率30.8%））
- ヒアリング調査（95名（実演家29名、芸能事務所37名、放送事業者・番組制作会社10名、レコード会社8名、事業者団体9名、有識者2名））
- 問題と思われる事実に関する情報を収集・把握するため、ホームページ上に情報提供フォームを設置（901名から情報提供）

調査の対象・結果

※ 本調査を踏まえて典型的な取引の一例を示しているが、実際の取引関係等は多様である。



- 調査の結果、**①実演家と芸能事務所の取引**、**②放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引**及び**③レコード会社と芸能事務所・実演家の取引**において、独占禁止法上・競争政策上の観点から問題となり得る行為が確認された（具体的な内容は次頁参照。）。

公正取引委員会の対応

- 独占禁止法上問題となる行為の未然防止の観点から、**関係事業者に対して、本報告書の内容を周知**。
- **芸能事務所の主要な事業者団体に対して**会員等への本報告書の内容の周知を要請、特に「**共同または事業者団体による移籍制限**」について注意喚起。
- **関係省庁と連携しつつ、関係事業者による取組の進捗を注視**するとともに、**独占禁止法に違反する行為がある場合には厳正・的確に対処**。
- 本報告書の内容を基に、独占禁止法及び競争政策上の具体的な考え方を示す**指針を策定、公表する予定**。
- 映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を令和7年1月に開始。

		独占禁止法・競争政策上問題となり得る行為	違反となり得る類型
実演家と芸能事務所の取引	専属義務の期間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 過度な期間にわたる専属義務 ◆ 期間延長請求権 	優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
	競業避止義務等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 競業避止義務等 	優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
	移籍・独立に係る妨害行為	◆ 金銭的給付の要求	優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引、取引妨害、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
		◆ 移籍・独立を希望する実演家に対する妨害	優越的地位の濫用、取引妨害
		◆ 移籍・独立した実演家に対する妨害	取引妨害
	実演家の権利に対する行為	◆ 共同又は事業者団体による移籍制限	不当な取引制限、共同の取引拒絶
		◆ 成果物に係る各種権利等の利用許諾	取引拒絶
	実演家の待遇に関する行為	◆ 芸名・グループ名の使用制限	取引拒絶、取引妨害、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
		◆ 報酬に関する一方的決定 ◆ 業務等の強制	優越的地位の濫用
	契約の透明性を妨げる行為	◆ 契約を書面により行わないこと・契約内容を十分に説明しないこと	優越的地位の濫用を誘発する行為、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
◆ 取引内容を明示しないこと ◆ 明細等を明示しないこと		優越的地位の濫用を誘発する行為	
放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引	取引条件	◆ 契約を書面により行わないこと・契約内容を十分に説明しないこと	優越的地位の濫用を誘発する行為
		◆ 交渉に応じないこと	優越的地位の濫用
レコード会社と芸能事務所・実演家の取引	契約終了後の活動制限	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実演禁止条項 ◆ 再録禁止条項 	優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引

※ 問題となり得るとして列挙したこれらの行為が実際に独占禁止法上問題となるかどうかは、個別事例ごとの具体的態様に照らして判断されることとなる。

(1) 調査の趣旨

公正取引委員会は、食品流通市場における「商慣行」について競争政策上の問題を懸念する声が寄せられていたことなどを踏まえ、優越的地位の濫用規制の観点から、飲食料品の製造業者・卸売業者・小売業者間の取引（フードサプライチェーン）における商慣行について実態調査を実施することとし、令和6年9月、関係事業者に対してWebアンケートを開始した。そして、Webアンケートの回答結果の概要を取りまとめ、中間結果として同年12月20日に公表した。

本実態調査の結果、独占禁止法上の問題となり得る行為が認められた場合、その結果を公表し、業界全体に広く周知することによって、フードサプライチェーンにおける取引の適正化を図っていく。

(2) 調査の方法

① Webアンケート（実施済み）

- ・調査対象期間：令和5年9月～令和6年8月
- ・調査対象者：約18,000社
（製造業者約12,000社、卸売業者約6,000社）

② ヒアリング調査

製造業者、卸売業者、小売業者に対し、Webアンケート調査の回答結果を踏まえて実施

(3) 調査対象の商慣行

① 納品期限・販売期限に関する商慣行

3分の1ルール、短いリードタイム

② 納品の順番に関する商慣行

日付逆転品の納品禁止、日付混合品の納品禁止

③ 欠品ペナルティ

(4) Webアンケートの設問項目

- ・食品カテゴリー別の商慣行の有無
- ・契約書等における商慣行ルールの明文規定（費用負担等の条件含む）の有無
- ・商慣行別の運用実態
- ・商慣行の履行により発生した費用の負担状況／取引価格への反映状況
- ・各商慣行に対する認識（不満の有無及びその理由）

(5) 実態調査報告書の公表時期

今後、令和7年5月中旬頃を目途に、実態調査報告書を取りまとめて公表する予定

調査の背景及び趣旨

2023年7月13日

2024年5月29日

2050年
カーボン
ニュートラル
達成 公正取引委員会による後押し
～市場の進展に応じた取組の提言～

EV充電サービスにつき、**高速道路SA・PA上のサービスに関する実態調査**を実施。高速道路会社による複数事業者からの選定等、市場メカニズムの働きを促進する取組を提言。

「高速道路における電気自動車（EV）充電サービスに関する実態調査について」

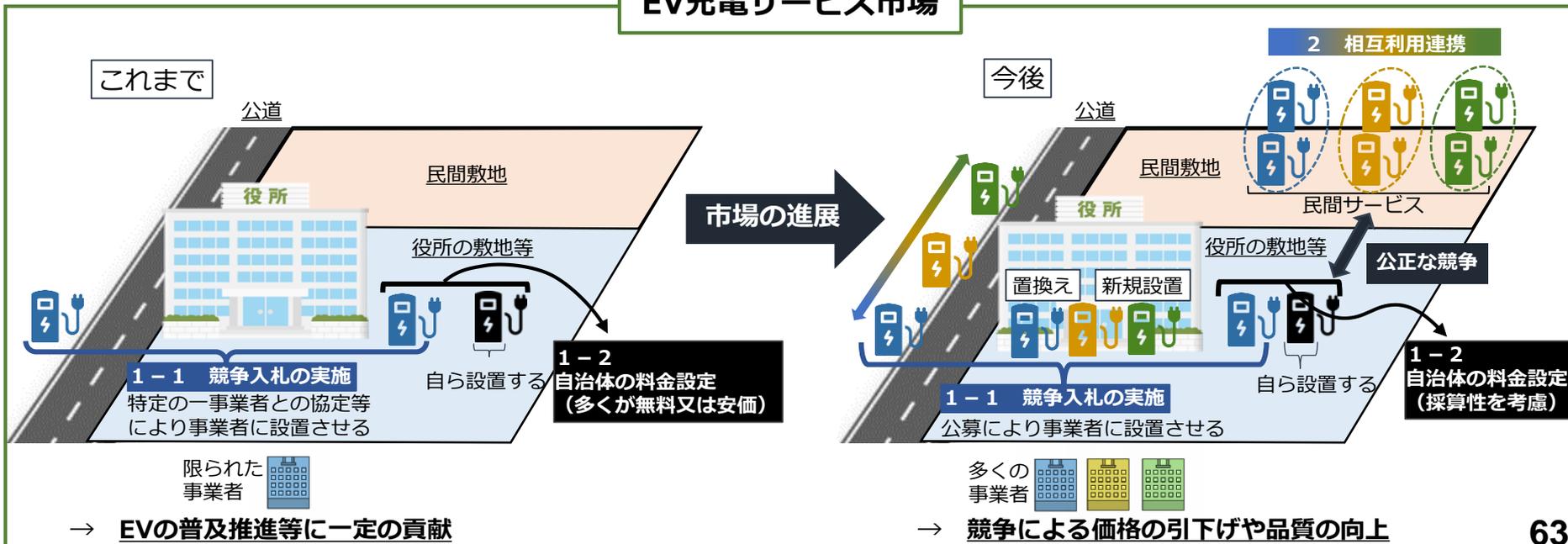


EV充電サービスにつき、**自治体の取組（役所の敷地内や公道等におけるサービス）及び事業者間の相互利用連携に関する実態調査**を実施。自治体による複数事業者からの選定や事業者間の相互利用連携等、引き続き、市場メカニズムの働きを促進する取組を提言。

「電気自動車（EV）充電サービスに関する第二次実態調査について」



EV充電サービス市場



EV充電サービスに係る自治体の取組

1-1 競争入札の実施

自治体からのアンケート結果

- ・ **現状**：役所の敷地内等に自治体がEV充電器を設置して一般開放するに当たり、**複数事業者から設置事業者を選定した**と回答した自治体は**45.6%**。
- ・ **今後**：既に設置したEV充電器を置き換える際に、**複数事業者から設置事業者を選定する予定**と回答した自治体は**20.6%**。
- ・ **今後**：新たな場所にEV充電器を設置して一般開放する際に、**複数事業者から設置事業者を選定する予定**と回答した自治体は**22.8%**。

自治体からのヒアリング結果

- ・ 無償で設置できる点が事業者選択のポイントとなり導入を決めたため、**入札やプロポーザル方式を導入するという発想はなかなか出ない**。
- ・ 選定の透明性や説明責任を意識している。サービスの違いは必ずしも価格のみではないため、**利用者の利便性も考慮した公募条件を設定**したい。

競争政策上の考え方

自治体によるEV充電器の設置及び一般開放は、事業者の選定方法にかかわらず、我が国のEVの普及推進等に一定の貢献があったと評価できるが、EV充電サービスを提供する事業者が複数存在する現在にあっては、

- ・ 自治体は、**複数の事業者から設置事業者を選定**すること、特に、より多くの事業者が参加可能な公募を実施することが望ましい。
- ・ その際、どのような充電ニーズがあるのかを自治体自身で検討した上で、**価格以外の要素も勘案して公募条件を設定**することが望ましい。

1-2 EV充電サービスの料金設定

自治体からのアンケート結果

- ・ 利用料金の設定主体が自治体であるEV充電器のうち、**78.8%**のEV充電器が、**無料又は有料ではあるもののランニングコストを賄えない料金設定**により開放されている。
- ・ その理由として、**EVの普及を促進するため**に、利用料金を安価な料金（無料を含む。）に設定しているといった回答が多かった。

EV充電サービス事業者からのヒアリング結果

- ・ 利用が見込めるところで自治体が**EV充電器の無料開放を行うことは民業圧迫という観点から望ましくない**という認識がある。
- ・ **自治体が設置して無料開放したEV充電器は**、電気代、システム開発費等の実際に発生している費用を回収することなく、無料でサービスを提供しているため、EV充電サービス事業として**持続可能性があるとはいえない**。

競争政策上の考え方

EVの普及推進という政策のために安価な料金設定とすることには一定の合理性が認められ、また、需要が過少で事業者によるEV充電器の設置が期待できない場所において、自治体がEV充電器を無料開放することは問題ないと考えられる一方で、

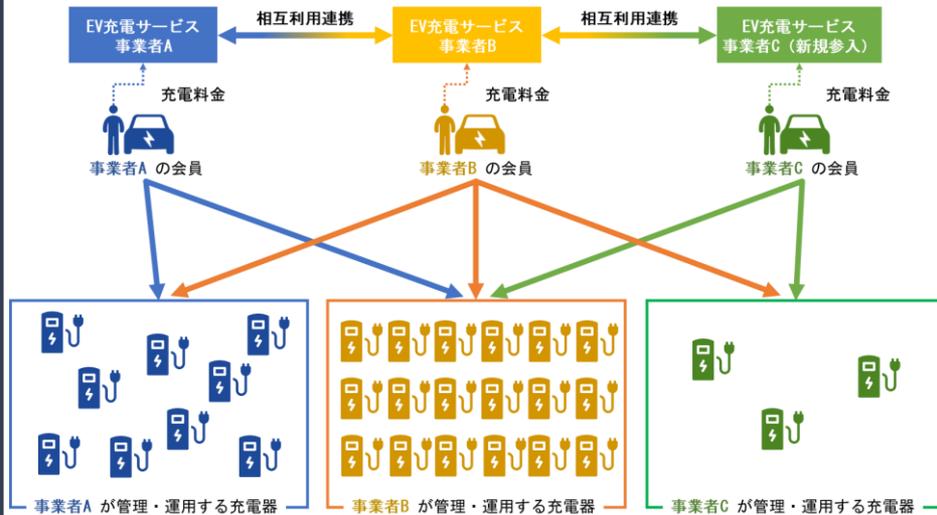
- ・ **需要がある程度見込まれる場所において民間事業者がEV充電サービスを提供している場合**、自治体は、**採算を踏まえた上でEV充電器の利用料金を検討して設定**することが望ましい。

EV充電サービス事業者間の相互利用連携／公正取引委員会の今後の取組

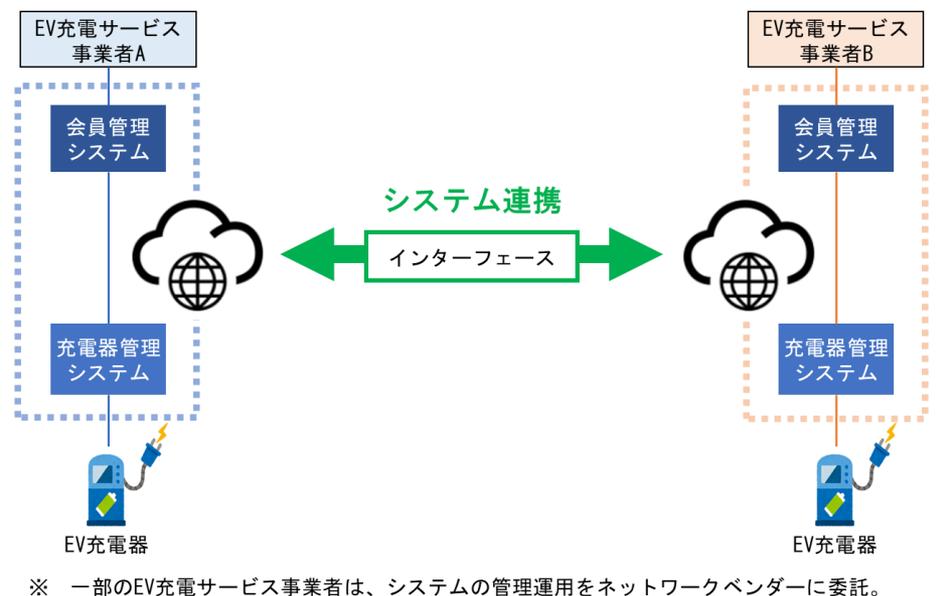
2 EV充電サービス事業者間の相互利用連携

相互利用連携とは

EV充電サービス事業者は、主に会員制によりEV充電サービスを提供。相互利用連携とは、連携先の事業者のEV充電器も自社のEV充電器と同様の条件で利用できるよう、EV充電サービス事業者同士が相互に連携すること。



相互利用連携が行われる場合のシステムの相互関係の例



競争政策上の考え方

- ・ **当事者間で十分に協議された上で定められた公正な条件**の下で、相互利用連携を推進することが競争政策上望ましい。
- ・ **自治体**は、公道等のEV充電の需要が大きいことが予測される場所にEV充電器を設置する事業者の選定を行う場合は、当該事業者に**相互利用連携を行うよう恊誘**することが望ましい。
- ・ 今後相互利用連携を行いやすい環境を整備するに当たり、**どのようなインターフェースを我が国における標準的なインターフェースとするか**等について、関係者間で議論を行うよう、関係省庁である**経済産業省が議論の場を設ける**ことが望ましい。

公正取引委員会の今後の取組

本報告書で示した考え方を経済産業省及び自治体に申し入れることにより、これらの機関や事業者において、具体的な対応策の検討や自主的な取組が進展し、EV充電サービスについて公正かつ自由な競争が促進されることを期待する。

ガイドラインの整備、事業者等からの事前相談への対応等により、法運用の透明性及び予見可能性を高め、事業者等による違反行為の自主的予防を推進することに努めている。

主要なガイドラインの策定

【行政指導関係】

- 行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月策定、平成22年1月改定）

【流通・取引関係】

- 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（平成3年7月策定、平成29年6月改定）

【私的独占関係】

- 排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針（平成21年10月策定、令和2年12月改定）

【事業者団体関係】

- 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成7年10月策定、令和2年12月改定）

- リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針（平成13年6月策定、平成22年1月改定）

【不公正な取引方法等関係】

- 適正な電力取引についての指針（平成11年12月策定、令和7年1月改定。経済産業省と共同）

- グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（令和5年3月策定、令和6年4月改定）

- 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（平成13年11月策定、令和5年12月改定。総務省と共同）

- デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（令和元年12月策定、令和4年4月改定）

- スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（令和3年3月策定、令和4年3月改定。経済産業省と共同）

- フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方（平成14年4月策定、令和3年4月改定）

- 適正なガス取引についての指針（平成12年3月策定、令和3年4月改定。経済産業省と共同）

- 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（平成19年4月策定、平成30年12月改定）

- 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成22年11月策定、平成29年6月改定）

- 不当販売に関する独占禁止法上の考え方（平成21年12月策定、平成29年6月改定）

- 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成19年9月策定、平成28年1月改定）

【下請法関係】

- 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年12月策定、令和6年5月改定）

【人材分野】

- フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月策定、令和6年10月改定）

- スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方（令和元年6月策定）

【その他】

- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月策定）

事業者等による事前相談への対応

公正取引委員会は、従来、独占禁止法等違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な活動に関する相談に対応し、実施しようとする活動に関して、独占禁止法等の考え方を説明している。

○ 独占禁止法に係る相談件数（企業結合に関する相談を除く。）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
事業者	1,966	1,782	2,880	5,727	5,998
団体	144	73	138	184	212
計	2,110	1,855	3,018	5,911	6,210

○ 下請法に係る相談件数

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
9,173	9,619	10,908	13,991	16,204	17,883

○ フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談

令和6年度に受け付けた相談件数は、5,018件である。

○ 商工会議所及び商工会との連携（独占禁止法相談ネットワーク）

公正取引委員会は、独占禁止法等に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークとして、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約2,200か所）を活用し、独占禁止法等に関する相談を受け付けている。

震災等緊急時における独占禁止法上の考え方の公表

- 「被災地への救援物資配送に関する業界での調整について」（平成23年3月公表）
- 「東日本大震災に関連するQ & A」（平成23年3月公表・随時更新）
- 「業界団体等における夏期節電対策に係る独占禁止法上の考え方」（平成23年4月公表）
- 「震災等緊急時における取組に係る想定事例集」（平成24年3月公表）

新たな技術等のイノベーションを失わせる競争制限的な行為を未然に防止するとともに、事業者等の取組に対する法適用及び執行に係る透明性及び事業者等の予見可能性を一層向上させることで、
事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、
「**グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方**」を策定

基本的考え方

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものでもある

事業者等の取組が、個々の事業者の価格・数量、技術等を制限し、事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果のみを持つ場合、それが名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、**独占禁止法上問題となる**

新たな技術等のイノベーションが失われたり、商品又は役務の価格の上昇や品質の低下が生じたりすることにより一般消費者の利益が損なわれることは問題

事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、独占禁止法上問題となるか否か判断される

「独占禁止法上問題とならない行為」及び「独占禁止法上問題となる行為」等の想定例を示しつつ、考え方を説明

※「独占禁止法上問題となる行為」として挙げている想定例に該当するような行為についても、情報遮断措置等の措置による競争制限効果の解消のほか、海外からの競争圧力の増加といった国際的な競争状況も含めた市場の動向等の様々な追加的な検討要素も考えられるところ、これらについて事業者等からの説明がなされ、競争制限効果が解消されていること等が事実と認められる場合には、こうした事実を踏まえ、独占禁止法上問題ないと判断し得ることもある。

✓ R6改定

本考え方の構成

(合計で84の想定例)

✓ R6改定

第1 共同の取組

第2 取引先事業者の事業活動に対する制限・取引先の選択に係る行為

第3 優越的地位の濫用行為

第4 企業結合

第5 公正取引委員会への相談について

今後の対応

今後の市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、**継続的に本考え方の見直しを行っていく**
また、本考え方に照らしながら**積極的に事業者等からの相談への対応を行っていく**

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方 〈主な改定内容〉

1 共同の設備廃棄、共同調達等の取組に関する考え方の更なる明確化

- 生産数量等の競争上重要な事項に係る制限行為であっても、独占禁止法上問題とならない場合の明示
- 有力な競争者が存在する場合のほか、海外からの輸入圧力や需要者からの競争圧力等を考慮すれば、独占禁止法上の問題とはならない場合があることを説明
- 独占禁止法上問題とならない場合についての想定例の追加及び解説の記載の拡充

2 脱炭素効果の測定方法及び評価に関する考え方の明確化

- グリーンの取組への該当性や競争促進効果としての脱炭素効果を主張する場合の方法や評価について記載を追加
- 関係省庁との連携について記載を追加

3 その他、事業者二一ズを踏まえた想定例・解説等の追加

- 情報発信や情報交換等に関する独占禁止法上の問題とならない想定例の追加
- 中小の物流事業者に対する優越的地位の濫用行為に関する想定例の追加
- 企業結合の市場画定や事例解説への説明の追加と想定例の追加

趣旨

- 我が国の市場における公正かつ自由な競争を促進していくためには、個々の企業が独占禁止法に関するコンプライアンスを推進することにより、競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現していくことが必要。

目的

- 個々の企業が実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラム^{※1}を整備・運用する際に参考となるベストプラクティスを整理したガイド（主にカルテル・談合を念頭に置いたもの^{※2}）を作成・公表することとした。

特徴

「公正取引委員会による過去の実態調査等の結果」や、「各国・地域競争当局等が作成・公表している同様のガイド」等を参考に、**実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素やその意義・本質・留意点等を網羅的・体系的に整理。**

左記実態調査等において実施したアンケート及びヒアリングでみられた、**独占禁止法コンプライアンスに積極的に取り組んでいる企業等の「生の声」を好取組事例として紹介。**

※1 企業が独占禁止法に違反するリスクや独占禁止法に違反した場合に負担することとなる不利益を適切に回避・低減するための仕組み・取組。

※2 例えば、グリーン社会の実現に向けた事業者等による共同の取組については、別途、公正取引委員会が公表している「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（2023年3月31日）を参照されたい。

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムを整備・運用するメリット

独占禁止法違反リスクや独占禁止法に違反した場合に負担することとなる不利益の回避・低減のほか、

- 独占禁止法コンプライアンスを重視する意識及び組織風土の醸成。
- 他企業との競争による良質な商品・役務の開発・販売、企業の持続的な成長・発展。
- 役職員の誇りや自信、働きがい、企業への帰属意識・貢献意欲の向上。
- 企業としての評判やブランドイメージの向上、ステークホルダーからの信頼等の向上。 ...など

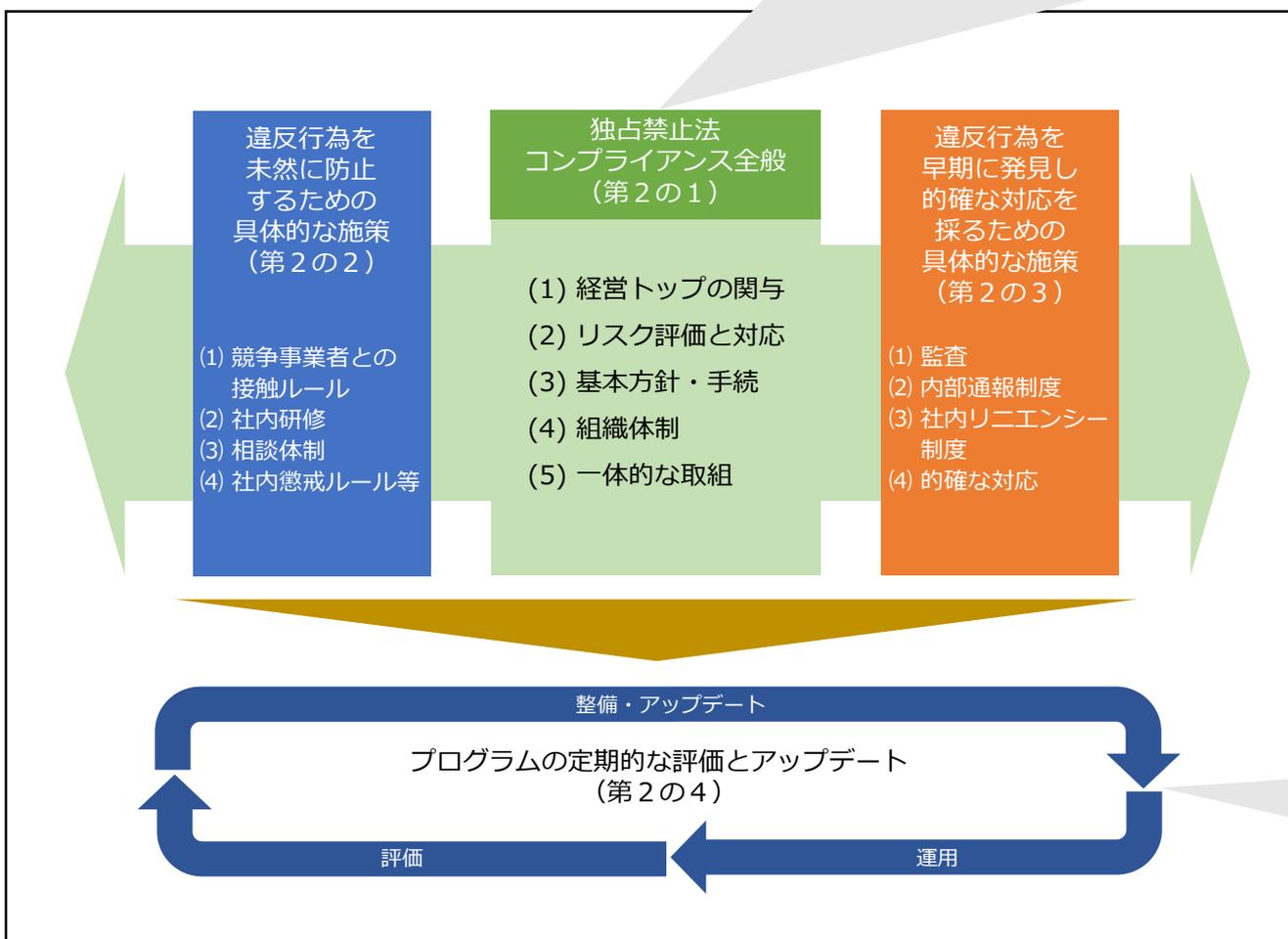
- ★ 独占禁止法コンプライアンスプログラムは、「法令遵守ツール」や「リスク管理ツール」としての機能だけでなく、「企業価値の維持・向上ツール」としての機能も有する。



<実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの全体像>

★ポイント①

- 第2の1は、第2の2及び3の全てに関係する要素であり、第2の2及び3の施策に取り組む際には、第2の1の各要素を踏まえることが重要（項番号はガイド本文の項番号）。



★ポイント②

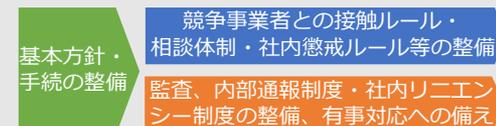
- 具体的な施策については、自社の実情や独占禁止法違反リスクに応じ、費用対効果が高いと思われる項目から優先的に取り組み、段階的に取組の範囲を広げていくことが重要。

<中小企業等における段階的な取組の一例>

【フェーズ1】



【フェーズ2】



【フェーズ3】



★ポイント③

- 第2の1～3の各要素の実効性等を定期的に評価し、アップデートすることが重要。

今後の取組：本ガイドの周知等を通じ、引き続き、企業等における独占禁止法コンプライアンスに関する取組を支援していく。

企業コンプライアンスに関する実態調査について

本調査の概要

趣旨・目的：競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現するため、企業の独占禁止法コンプライアンスに関する最新の取組事例等を収集・分析し、企業の独占禁止法コンプライアンスの更なる実効性の向上に向けた方策を提示する。

調査の対象：東証プライム上場企業1,643社等（2024年8月末時点。外国企業を除く。）

調査の方法：ウェブアンケート調査（2024年10月上旬から2025年1月中旬にかけて実施）及びヒアリング調査

本調査のイメージ

➤ ①独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用全般のほか、②～④の3点に関し、最近の動きへの対応状況を確認。

①独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用全般

- ✓ 各種法令違反等に関する取組の中での独占禁止法の優先度
- ✓ 「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド」（以下「独占禁止法コンプライアンスガイド」という。）に掲載されている取組の実施状況
- ✓ 独占禁止法コンプライアンスガイドの認知度や同ガイドについての評価
- ✓ 独占禁止法コンプライアンスに関して各企業が重視している取組や各企業における好取組事例
- ✓ 独占禁止法コンプライアンスに関する悩みや課題・障壁

…など

②アルゴリズムによる独占禁止法違反行為への対応等

- ✓ 価格調査・価格設定アルゴリズムの利用に関する独占禁止法上のリスクへの対応状況（社内での議論や注意点の周知の状況等）…など

③労務費等の転嫁に係るコンプライアンス態勢の整備・運用

- ✓ 労務費等の転嫁に向けた社内の管理体制の整備・運用状況や、価格交渉の実施に係るモニタリングの状況…など

④カルテル・談合以外の独占禁止法違反行為（私的独占や不公正な取引方法）に関する取組

- ✓ 法務・コンプライアンス部門等への事前相談や、取引内容・条件の契約書等の書面による明確化に向けた取組の状況…など



調査の結果を踏まえ、独占禁止法コンプライアンスの更なる実効性の向上に向けた方策を提示

※ 実態調査報告書を作成・公表するほか、独占禁止法コンプライアンスガイドの改訂（アップデート）を実施し、公表する予定。

近年、競争環境を積極的に創造し、市場監視の機能・体制を充実させるなど、競争政策を強力に実施することが求められている。

これに資するよう、政府全体において簡素で効率的な行政組織の確立が推進されている中で、公正取引委員会の体制については、年々、整備・充実が図られてきているところである。

また、公正取引委員会は、複雑化する独占禁止法違反事件に対する厳正な対処、経済分析能力の向上等を図るため、各種研修を実施するなど職員の知識・能力の向上に努めるとともに、法曹資格者、エコノミスト、電子証拠収集専門家、民間実務経験者等各方面からの多様な人材の受入れに積極的に取り組んでいる。

○公正取引委員会の定員数の推移（直近5年度）

年度	3	4(年度当初)	(4(緊急増員後))	5	6	7
定員数(人)	823[841]	836[854]	(886[904])	923[924]	925[927]	943[957]
対前年度増減数(人)	3[▲1]	13	(50)	87[70]	2[3]	18[30]

(注1)定員数には、委員長及び委員4人を含まない。

(注2)[]内は時限定員を含んだもの。

(注3)物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定)において「中小企業等が価格転嫁しやすい環境の実現」に向けて「公正取引委員会等の執行体制を強化する」とされたことを踏まえ、令和4年12月9日、定員50人の緊急増員等を実施。

(注4)令和4年度緊急増員後及び令和5年度の対前年度増減数は、いずれも令和4年度当初からの増減数。

令和7年度の 体制強化

【機構】官房デジタル・国際総括審議官、官房参事官（デジタル担当）、官房総務課企画官、経済取引局取引部企業取引課企画官の新設

【定員】30人の増員

中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化	13人
スマホソフトウェア競争促進法の施行に伴う執行体制の強化のための体制整備	35人
競争政策の運営基盤の強化	3人
その他	3人

○公正取引委員会の当初予算額の推移（直近5年度）

年度	3	4	5	6	7
予算額(百万円)	11,462	10,487 [10,846]	11,132 [11,490]	11,831 [12,188]	15,370 [15,845]
対前年度増減率(%)	▲0.8	▲8.5 [▲5.4]	6.2 [5.9]	6.3 [6.1]	29.9 [30.0]

(注)[]内はデジタル庁一括計上予算を含んだもの。

公正取引委員会の業務における経済分析体制を強化し、競争政策への経済分析の一層の活用を図るために、令和4年4月1日に「経済分析室」を設置。同室は、独占禁止法及びその関連法令の執行並びに競争政策の企画、立案及び評価に当たり、経済学又は統計学に係る専門的知識・経験に基づき担当部署への支援を実施。

1. 公正取引委員会の業務における経済分析の活用

(1) 企業結合審査・違反事件調査

企業結合審査・違反事件調査（訴訟案件含む）担当部署に対して経済学・統計学に係る専門的知識・経験に基づく助言を行うほか、市場画定や合併等による影響について定量的な分析、公正取引委員会に提出された計量分析等に基づく意見書の分析等を実施。

- ✓ マイナミ空港サービス(株)による排除措置命令等取消請求控訴事件（令和5年9月最高裁判所上告棄却及び上告不受理決定）
- ✓ (株)大韓航空によるアジアナ航空(株)の株式取得（令和6年1月公表）

(2) 実態調査等

調査票の設計や調査対象者の抽出方法等について担当部署に助言するほか、実態調査等によって得られたデータを用いた計量分析等を実施。

- ✓ ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書（令和5年9月公表）
- ✓ 使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書（令和5年10月公表）
- ✓ コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査報告書（令和6年3月公表）

(3) 事後検証

過去に行った実態調査、事件審査や企業結合審査等に関する効果検証について定量的な分析等を実施。

- ✓ 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書（令和5年10月公表）
- ✓ (株)第四銀行及び(株)北越銀行の統合に係る企業結合審査の事後検証（令和6年7月公表）

2. 公正取引委員会の業務に経済分析を活用するための基盤整備

- ✓ 「経済分析報告書及び経済分析等に用いるデータ等の提出についての留意事項」の策定（令和4年5月公表）
- ✓ 大学教授等3名をエコノミックアドバイザー（高度かつ専門的な知識やスキル等に基づき、経済分析業務に支援・助言を行うほか、必要に応じて参画する非常勤職員）として採用（令和6年4月）



独占禁止法・経済学等の外部の研究者・実務家が所長・主任研究官・客員研究員として参画し、中長期的観点から独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開
 ※検討会報告書、ディスカッション・ペーパー（DP）、公開イベントの資料・講演記録等については、Webサイトで公表

役職	氏名	所属
所長	松島 法明	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
主任研究官	石井 利江子	滋賀大学経済学部教授
	瀧川 和彦	慶應義塾大学法学部准教授
	若林 亜理砂	駒澤大学法曹養成研究科法曹養成専攻教授
	若森 直樹	慶應義塾大学商学部教授

競争政策上の先端的な課題についての研究活動

検討会の開催 法学、経済学等の各分野の専門家をメンバーとする検討会を開催
 (最近の例)

データ市場に係る競争政策に関する検討会（令和3年6月報告書公表）
 データ流通・利活用の促進に係る取組状況及び課題を踏まえ、主にデータの利活用やそのための仕組みの構築等を検討するに当たり、競争政策の観点から望ましい事項を整理。

ディスカッション・ペーパー（DP）の執筆・公表

学識経験者等が、公正取引委員会の担当部局と議論しながら、論考を発表。
 (最近の例) ※執筆者の肩書きは公表時点

垂直関連市場におけるカルテルの研究

西脇雅人（大阪大学大学院経済学研究科准教授、競争政策研究センター客員研究員）（令和7年2月）

Excessive Pricingに関するサーベイ

植田真太郎（公正取引委員会事務総局経済分析室経済分析専門官（主査））
 仙野兼護（公正取引委員会事務総局経済分析室経済分析専門官）
 高橋佑希（公正取引委員会事務総局経済分析室経済分析専門官）（令和7年1月）

ニュースメディアとデジタルプラットフォーム：競争・取引条件の適正化のための様々な方法と海外の動き

クラウディオ・ロンバルディ（アバディーン大学法学部）
 和久井理子（京都大学大学院法学研究科教授、競争政策研究センター客員研究員）（令和6年12月）

競争政策の普及・啓発活動

競争政策の動向に係るステークホルダーの理解増進のため、シンポジウム等を開催

シンポジウム

(最近の例)

第23回国際シンポジウム

「ダークパターン～人を欺くウェブデザインに対し競争政策が果たす役割～」

(令和7年3月)

第7回大阪シンポジウム

「独占禁止法事件における民事訴訟」

(令和7年1月)

公開セミナー

(最近の例)

第53回公開セミナー

「独占禁止法と企業コンプライアンス」

(令和6年9月)

第52回公開セミナー（CPRC設立20周年記念シンポジウム）

「個人データの利用に関する競争政策・消費者保護政策・個人情報保護政策の交錯」

(令和5年6月)

競争政策上の課題の把握

第一線で活躍されている企業・実務家・内外の研究者による講演会
 (CPRCセミナー、BBL (Brown Bag Lunch) ミーティング等) を開催

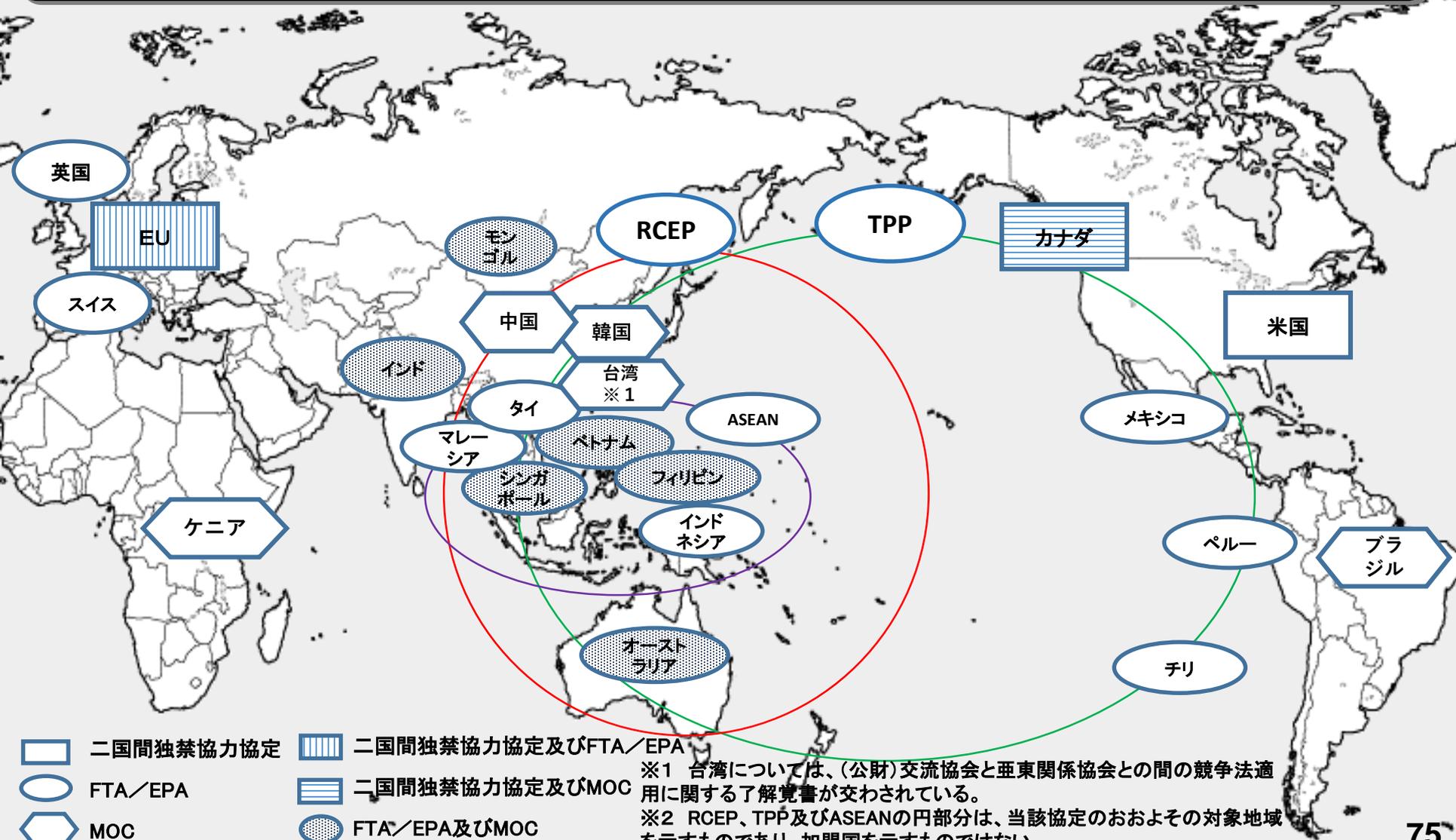
CPRCセミナー

競争政策上の将来の研究課題の発掘等に資するために、有識者による講演（CPRCセミナー）を随時開催。

BBLミーティング

将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、昼食時間等を利用して、有識者による講演（BBLミーティング）を随時開催。

近年、国際カルテル事件や国際合併事案等が増加しており、各国・地域の競争当局間の連携・協力が必要とされてきている。公正取引委員会では、下記の協定等を通じて、世界各国・地域の競争当局との関係の強化に努めている。



- 二国間独禁協力協定
- 二国間独禁協力協定及びFTA/EPA
- FTA/EPA
- 二国間独禁協力協定及びMOC
- MOC
- FTA/EPA及びMOC

※1 台湾については、(公財)交流協会と亜東関係協会との間の競争法適用に関する了解覚書が交わされている。
 ※2 RCEP、TPP及びASEANの円部分は、当該協定のおおよその対象地域を示すものであり、加盟国を示すものではない。


 国際競争ネットワーク（ICN）の概要

ICNとは・・・

- 競争法の国際的収れんを目的として、平成13年10月に設立された、各国・地域の競争当局によるネットワーク
- 国際機関（OECDなど）、弁護士、エコノミスト等も非政府アドバイザー（NGA）として議論に参加
- 固有の建物や常設の事務局を持たないバーチャルな組織
- 136の国・地域から149の競争当局が参加（令和7年3月末現在）

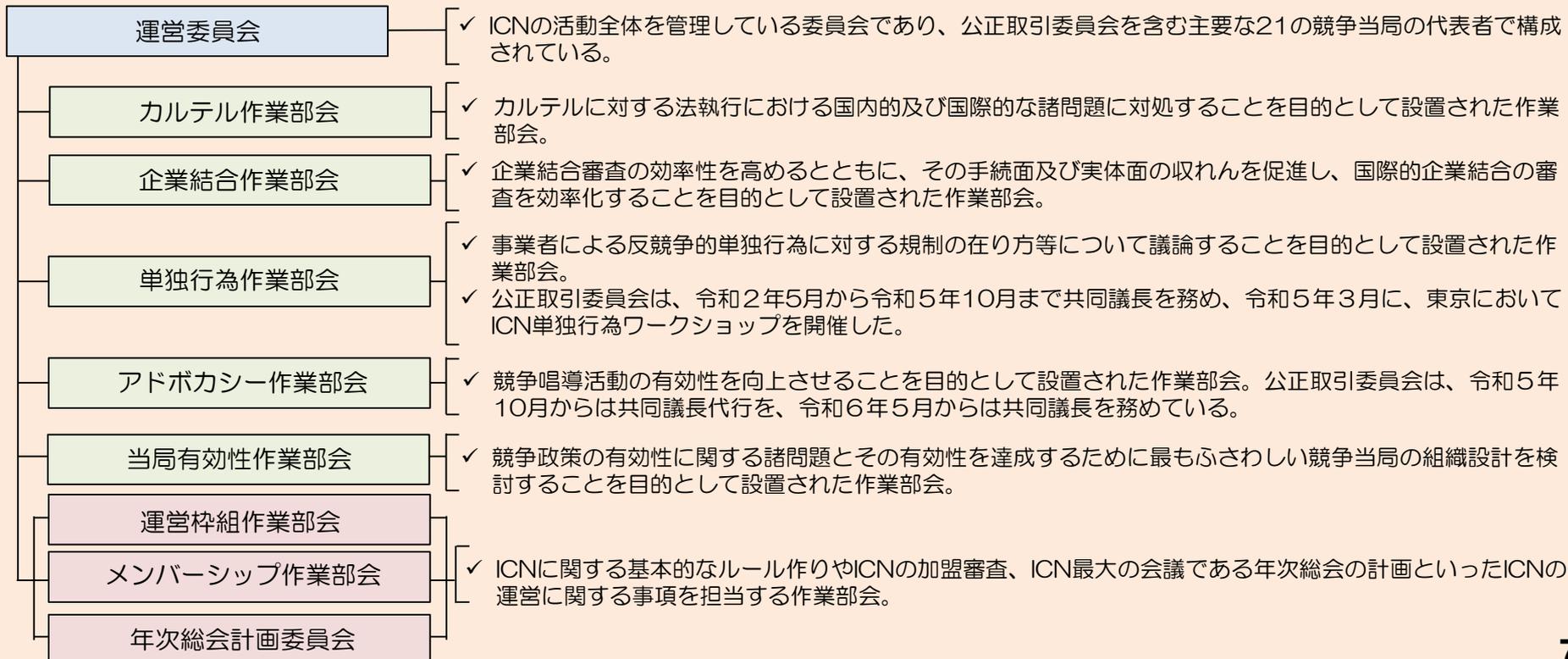
ICNの目的は・・・

- 競争法執行及び競争政策分野における手続や慣行の全世界への普及
- 手続面及び実体面に係る提言の策定
- 効果的な国際協力の促進の模索

ICNの主な活動内容・・・

- 年次総会、各種ワークショップの開催
- 電話会議／電話セミナー／ウェブセミナーの開催
- ICN成果物の取りまとめ・実施

ICNの組織は・・・





OECD競争委員会の概要（令和7年3月末現在）

- 加盟国38か国のほか、議題によっては非加盟国・地域も参加。
- 競争委員会の下に第二作業部会（WP2）及び第三作業部会（WP3）を設置。
- 競争委員会本会合及び各作業部会は、年2回開催（6月及び12月頃）。また、12月頃の会合に合わせ、非加盟国・地域や関連団体も招請して、「競争に関するグローバルフォーラム」を開催。
- 本会合には、各国競争当局の局長級以上が多数参加。我が国からは青木玲子委員ほかが出席。

競争委員会

競争法・競争政策に関するピアレビュー、年次報告等を行うほか、その時点の重要問題について議論

第二作業部会（WP2）

「競争と規制」について議論

第三作業部会（WP3）

「国際協力と執行」について議論



幹事会（ビューロー）

競争委員会における議題や議論の方向性については、ビューロー会議での議論を踏まえて決定。

【メンバー】

競争委員会議長	ブノワ・クーレ委員長（フランス競争委員会）
競争委員会副議長	アンドレアス・ムント長官（ドイツ連邦カルテル庁）ほか
第二作業部会議長	ナタリー・ハルスドルフ長官（オーストリア連邦競争庁）
第三作業部会議長	※ 競争委員会議長が兼任
ICNコーディネーター※	青木玲子委員（公正取引委員会）
UNCTADコーディネーター※	クーニャ・ロドリゲス長官（ポルトガル競争庁）

※ OECD競争委員会と他国際機関（ICN又はUNCTAD）の活動内容の調整や連携を担当。

G7競争サミットの開催結果について

令和6年10月3日及び4日、イタリア(ローマ)において、イタリア競争・市場保護委員会の主催によりG7の競争当局及び政策立案部局のトップ等が出席する「G7競争サミット」が開催され、公正取引委員会から古谷委員長らが出席した。本サミットにおいては、デジタルとAI市場に関する様々な競争上の課題について、G7の競争当局のトップ等が議論し、具体的な成果文書として、「デジタル競争共同宣言」が採択された。

デジタル競争共同宣言の概要

- ◇ AIによるイノベーションの創出、経済社会への利益
 - AIは潜在的に、
 - 生産性の向上
 - 企業及び消費者向けの多くの既存製品やサービスの変革
 - 市場への新しいイノベーション
 - 経済全てにわたるいまだ想像したことのない技術発展の実現を通じて、我々の社会と経済に真の変革をもたらすと期待される。
- ◇ AIに関する競争上の懸念
 - 市場支配への懸念
 - ⇒ AIが持つ特徴(規模と範囲の経済、ネットワーク効果など)が、新規参入を難しくさせる可能性
 - 必須となる投入物のコントロール
 - ⇒ AI開発に必要な計算インフラ、専用チップ、データ、優れた人材等へのアクセスが障害となり、新規参入を困難にする可能性
 - 自社優遇・抱き合わせ
 - ⇒ 消費者の選択肢を狭めるとともに、中小企業やスタートアップの新規参入のハードルを形成する可能性
- ◇ 競争当局等の役割
 - 厳正でタイムリーな競争法執行
 - デジタル分野に対応する当局の能力の増強
 - 国際協力の強化
 - ⇒ G7当局等間の対話や知見を共有することで、AIやデジタル市場のグローバル化に対応

サミットにおける古谷委員長の発言(抜粋)

- ◇ 生成AIを巡る政府全体の動き
 - 生成AI技術の普及を経済発展のチャンスと捉え、生成AIを健全な形で経済社会に実装させるため、リスク対応とイノベーション促進の両立の観点から、リスクの大きさに応じた対策を講じ、AIの安全性を確保する方針で政策が検討されている。
 - こうした大きな方向性を踏まえ、政府内に設置された「AI戦略会議」の下で、関係省庁が共同で生成AIに対する規制の在り方について検討が進められている。
 - これらの政府の議論においては、公正競争という観点も重要なポイントとなっており、AI開発事業者に向けたガイドラインでも公正競争に関する項目が設けられている。
- ◇ 生成AIに関する実態調査(令和6年10月2日)

政府全体の動きを踏まえ、公正取引委員会は、生成AI技術の持つ潜在的な競争上のリスクを見据えつつ、我が国の生成AI関連市場における公正かつ自由な競争環境を維持し、更なるイノベーションを生み出す観点から、生成AI技術の持つ競争促進的な側面にも着目し、まずは、ニュートラルな立場から実態把握を行っている。

開発途上国の競争当局等に対する技術支援等

JICAを通じた技術支援

長期専門家派遣

- 競争法の執行及び競争政策の策定に関する能力向上を目的に、当委員会事務総局の職員をJICA長期専門家として海外の競争当局に派遣。

[対象国] タイ（令和3年11月～）

海外の競争当局職員等向けセミナー

[対象国]

タイ（令和6年5月、9月、令和7年3月）、フィジー（令和6年5月）、マレーシア（令和6年9月）、スリランカ（令和7年3月）

本邦研修

- 競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局の職員等を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施。

[対象国]

- インドネシア、ガーナ、ケニア、セルビア、フィリピン、モルディブ（令和6年10月）
- フィジー（令和7年1月）

その他の技術支援

J A I F（日・ASEAN統合基金）ワークショップ（令和7年1月）

第19回東アジア競争政策トップ会合及び第16回東アジア競争法・政策カンファレンス （令和6年7月／マレーシア・クアラルンプール）



第19回東アジア競争政策トップ会合

➢ アジェンダ

- 「デジタル経済一域内における市場評価及びアドボカシー活動から得られた教訓」
- 「地域における競争法の進展」
- 「企業結合規制のベストプラクティス – 調査技術と問題解消措置に係る執行活動」
- 「実態調査の計画と実施」

第16回東アジア競争法・政策カンファレンス

➢ アジェンダ

- 「生活費」
- 「企業結合規制」

国民に対する幅広い情報提供を行い、中高生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めている。

○主な広報活動

(1) 事務総長定例記者会見

公正取引委員会の具体的な活動内容や実施している施策等について広く国民に説明するため、事務総長による定例記者会見を毎週水曜日に開催。

(2) 新聞発表

独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合等の審査・相談事例、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く発表。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
269回	372回	331回	364回

(3) 一般消費者・学生向け広報活動

ア 独占禁止法教室

将来を担う中・高・大学生等が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解することができるよう、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでもらうため、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し独占禁止法教室を開催。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中学生	34回	51回	54回	50回
高校生	23回	29回	36回	46回
大学生等	116回	140回	143回	143回
計	173回	220回	233回	239回

イ 消費者セミナー

独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、消費者により一層の理解を深めてもらうため、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会等に派遣、又は公正取引委員会が主催して地域の消費者を対象に実施。令和6年度は全国で88回実施。

ウ 一日公正取引委員会

例年、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、下請法基礎講習会、フリーランス・事業者間取引適正化等法説明会、入札談合等関与行為防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道関係者との懇談会、相談コーナー等を開催地のニーズを踏まえるなどしてプログラムを組み、1か所の会場で開催。

令和6年度は北海道函館市、盛岡市、群馬県高崎市、津市、京都市、松江市、徳島市、鹿児島市で計8回開催。

(4) その他の広報活動

➤公正取引委員会YouTubeチャンネルによる情報発信

- ・独占禁止法・公正取引委員会を分かりやすく紹介する動画「公正かつ自由な競争を目指して」を配信。
- ・公正取引委員会で開催したイベントを紹介するため、令和6年度子ども霞が関見学デーで実施したプログラムの様子をまとめたショート動画を配信。

➤ソーシャルメディア（X及びFacebook）による情報発信 （令和7年3月末のXのフォロワー数94,045名）

- ・公正取引委員会の取組の周知や個別案件の理解促進のため、指導事例等を漫画形式にして投稿。また、個別案件の公表に合わせ、関連する独占禁止法等の解説を投稿。
- ・独占禁止法違反事件や下請法違反事件等の内容を理解してもらうため、事件公表時に概要を分かりやすく説明した「どっきんの事件ポイントざっくり解説」を投稿。

ペーパークラフト組立後

➤パンフレット、ウェブサイトの提供

- ・独占禁止法、下請法等の広報用パンフレットの配布
- ・ウェブサイトによる種々の情報提供

➤一般消費者向け・子供向けコンテンツ

- ・「どっきん」のペーパークラフトを作成。
- ・「うんこドリル」と連携した「日本一楽しい競争のルールドリル」を独占禁止法教室等で配布。



国民各層から独占禁止法・下請法等の運用や競争政策の運営に係る意見・要望を聴取する活動を通じて、競争政策に対するより一層の理解の増進を図る。

○主な広聴活動（国民各層からの意見・要望の聴取）

(1) 独占禁止懇話会

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が学識経験者、消費者団体、産業界、中小企業団体等広く各界の有識者と意見交換をし、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として実施。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3回	3回	3回	3回

(2) 地方有識者との懇談会

全国各地域において、公正取引委員会の活動内容や競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図ることを目的として、各地域における経済界代表、消費者代表、学識経験者等と公正取引委員会の委員等との懇談会を実施。また、地方事務所長等の事務総局職員と有識者との懇談会を実施。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
64回	106回	102回	107回

(3) 独占禁止政策協力委員制度

平成11年度から、全国各地域の経済実態等に通じた有識者から、独占禁止法等の運用や競争政策の運営に係る意見・要望をいただくことにより、経済実態に即した競争政策の運営に資することを目的として独占禁止政策協力委員制度を設置。全国で約150名の経済関係者、学識経験者、消費者代表、報道機関関係者等に独占禁止政策協力委員を委嘱。同委員から聴取した意見・要望は、主な意見としてとりまとめ、公表。

(4) 弁護士会等との懇談会

全国各地における弁護士会等の法曹関係者と公正取引委員会の委員等との意見交換・懇談会を開催し、独占禁止法等に対する公正取引委員会の活動の周知及び理解を図るとともに、独占禁止法等に関する相談・情報収集体制をより強化することを目的として実施。

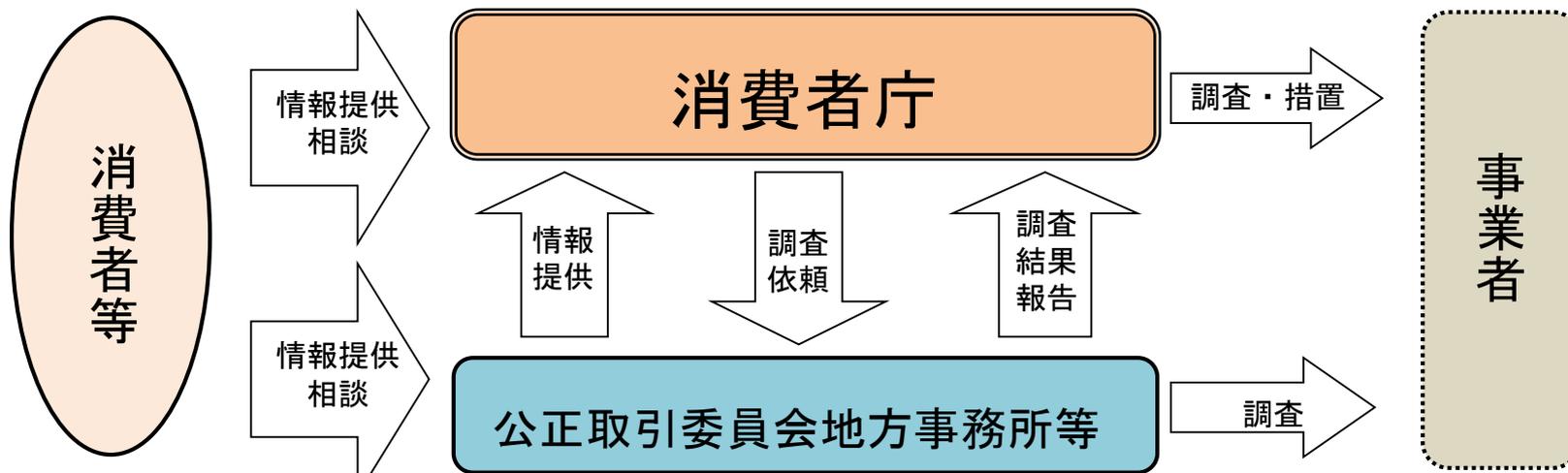
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
18回	15回	17回	18回

(5) 事業者の工場等への訪問及び懇談会

令和6年度においては、現場の事業者の声に耳を傾ける広聴活動という観点から、公正取引委員会の委員等が事業者の工場等を訪問し、経営環境や業界を取り巻く経済、社会状況等について、懇談する取組を19回実施。

公正取引委員会が所管していた景品表示法は、平成21年9月1日をもって、消費者庁に移管された。

景品表示法移管後においても、公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限の委任を受け、地方事務所等において、消費者庁との協力の下、景品表示法違反被疑事件の調査業務及び同法違反の疑いに関する情報の受付業務を行うとともに、同法に関する相談業務等を行っている。



景品表示法の改正及びステルスマーケティングへの対応

- 令和5年改正：事業者の自主的な取組を促進するための確約手続、繰り返し違反行為を行う事業者に対する課徴金の割増規定、悪質な事業者へ対応するための直罰規定、適格消費者団体が事業者に対し表示の合理的根拠資料の開示要請ができるとする規定等が新設された（令和6年10月1日施行）。
- 告示指定：景品表示法第5条第3号の規定に基づき「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」が新たに不当表示として指定された（令和5年10月1日施行）。また、同告示の運用に当たって、「『一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示』の運用基準」を策定・公表した。

景品表示法違反被疑事件の処理状況

令和6年度において、消費者庁が措置命令を行った26件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは5件である。

また、令和6年度において、消費者庁が課徴金納付命令を行った7件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは2件（16億8992万円）である。

公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況

年度	措置命令	課徴金納付命令	指導
令和4年度	4 (41)	2 (17)	32 (112)
令和5年度	8 (44)	3 (12)	20 (85)
令和6年度	5 (26)	2 (7)	12 (339)

(注) 括弧内の数値は、消費者庁の行った措置件数の総数である。

相談・届出・申告の窓口



◆相談・届出の窓口

相談・届出	本局	地方事務所・支所
独占禁止法についての一般的な相談	官房総務課	総務課
持株会社等・株式取得・合併等の届出・相談	企業結合課	経済取引指導官・総務課
中小企業等協同組合の届出	取引調査室	
事業者・事業者団体が自ら行おうとする商品・役務の取引、知的財産の利用、自主基準・自主規制、共同事業等に係る個別具体的な事業活動についての相談	相談指導室	
グリーン事前相談窓口	相談指導室	—
優越的地位の濫用の考え方についての相談	企業取引課	取引課
フリーランス・事業者間取引適正化等の考え方についての相談	フリーランス取引適正化室	フリーランス課・取引課
スマホソフトウェア競争促進法についての相談	官房参事官（デジタル担当）付	—
不当なしわ寄せに関する下請相談窓口	0120-060-110（不当な下請取引ゼ(0)ロ(6)ゼロ(0)110番） 【受付時間】10時～17時 （土日祝日・年末年始を除く。）	

◆申告・情報提供の窓口

公正取引委員会では、電話によるほか、公正取引委員会ウェブサイトでも違反被疑事実等の申告・情報提供を受け付けています。
(<https://www.jftc.go.jp/soudan/>)

申告・情報提供	本局	地方事務所・支所
独占禁止法違反被疑事実についての申告 （不当廉売又は差別対価についての申告）	情報管理室 （公正競争監視室）	第一審査課・審査課
下請法違反被疑事実についての申告	下請取引調査室	下請課
フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事実についての申出	フリーランス取引適正化室	フリーランス課・取引課
農業に係る情報提供	専用窓口：03-3581-3387	第一審査課・審査課
電力・ガスに係る情報提供	専用窓口：03-3581-1760	—
IT・デジタル関連に係る情報提供	専用窓口：03-3581-5492	—
買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供【匿名での情報提供が可能】	情報提供フォーム (https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html)	
労務費の転嫁に関する情報提供【匿名での情報提供が可能】	情報提供フォーム (https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/romuhitenka.html)	
デジタル分野における市場の実態やデジタルプラットフォーム事業者との取引状況等についての情報提供	情報提供フォーム (https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/digital_platformer.html)	
スマホソフトウェア競争促進法に関する情報募集	情報提供窓口フォーム (https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/smartphone_software.html)	
映画・アニメ分野の制作に携わるクリエイターと制作会社との取引等に関する情報提供【匿名での情報提供が可能】	情報提供窓口フォーム (https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/eigaanime.html)	

このほか、各地方事務所等では、景品表示法についての相談及び同法違反被疑事実についての情報提供も受け付けています。

◆課徴金減免申請の窓口

課徴金減免申請に係る事前相談	課徴金減免管理官 03-3581-2100（直通）【受付時間】9時30分～18時15分
----------------	--

公正取引委員会事務総局（本局）

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)5471(代) FAX 03(3581)1963

北海道事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300 FAX 011(261)1719

東北事務所

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)7095 FAX 022(261)3548

中部事務所

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9421 FAX 052(971)5003

近畿中国四国事務所

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2173 FAX 06(6943)7214

中国支所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1501 FAX 082(223)3123

四国支所

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1750 FAX 087(811)1761

九州事務所

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)5881 FAX 092(474)5465

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎第2号館
TEL 098(866)0049 FAX 098(860)1110